

2024年度
高崎商科大学教職研究年報
(前期号)

高崎商科大学
Takasaki University of Commerce

序

高崎商科大学教職課程の沿革（その１）

— 創設前史、創設期：2001. 2002 —

菅原 亮芳 下山 寿子

はじめに

大学史研究の第一人者、別府昭郎（元明治大学教授）は、自著『大学を問う』（学文社、2024）と「ドイツ文学史と教育史」（『日本の教育史学 教育学学会紀要』第55集、2012、125頁）で早島瑛（関西学院大学名誉教授）の次の言葉を引いた。

「おのれの職場の大学史の現状に無関心ではいられないはずである。自分の職場の歴史を知らないものが、外国の大学の歴史に手を出してよいものであろうか。

（中略）

第二の研究分野として自己の職場の歴史に関心をもち、その研究においても、ゆきとどいた史料批判に立脚する研究成果を提示する必要がある」

（「大学史の研究と大学史の編纂」『大学史研究通信』NewSeries No.11、May 1996、別府2024、90頁と、また「ドイツ大学史と教育史」2012、125頁より再引）

この早島の言葉にあやかれば、自らの大学の歴史と研究を知らずして、勤務する大学を語る資格なし、ましてや教職課程に勤務する筆者たちが自らの大学の歴史と研究と教職課程を知らずして、日本の教員養成を語る資格なし、と主張するのは言い過ぎであろうか。

では、本学の教職課程の歴史を示した文献はあるのか。皆無である。しかし、全くないわけではない。従来は2004年度に刊行した「検証・教育実習」（2012年より「教職課程年報」を副題とし、2023年度より「高崎商科大学教職研究年報」）に年表にして、その変遷と現状を示したが、本格的なセルフ・スタディーは、やっと2023年度に「教員養成カリキュラム検討委員会」委員長、下山寿子のもとで事務局との協働作業を通して「自己点検評価報告書」が公衆配信されたに過ぎない。

しかし、筆者たちは、この「報告書」を作成する過程で、インスパイアされ、本格的に高崎商科大学教職課程の沿革を書くことの重要性に気づいた。

なぜ書きたくなったか。

その理由の第一は、本学では「120年周年記念誌委員会」（2024年度設置・委員長 森本淳理事長）が立ち上がり、菅原が委員と編集担当を仰せつかっているが、やがて、120年史の一節として教職課程の歴史を書かなければなるまい。その草稿を作るためである。

第二には、大学史研究者として著名な寺崎昌男先生（東京大学名誉教授）が指摘するように「それぞれの大学の質や水準を語り、さらには将来の盛衰にも連なりかねない活動」（『大学沿革史編纂の手引き』公益財団法人 野間教育研究所。2024年、2頁）だからである。

寺崎先生の指摘する大学を、教職課程に換えると教職課程の質と水準を示し未来を展望する活動が教職課程には必要だからである。その意味で言えば、教職課程の歴史は、University Studyの一環をなすと考えるからでもある。

さて、教職課程の沿革の視点は以下の通りである。

- ①いつ、どのような経緯で、誰の主導のもとに設置されたか。
 - ②設置に対して、どのように人材をあつめたのか。
 - ③課程申請の苦労はいかばかりであったか。
 - ④どのような教員養成の理念であり、その活動の特徴とその変化はどうであったか。
 - ⑤カリキュラム構成の特徴とその変化はどうであったか。
 - ⑥教職課程担当専任教員の特徴とその変化はどうであったか。
 - ⑦教員免許状の種類とその変化はどうであったか。
 - ⑧担当職員の特徴とその変化はどうであったか。
 - ⑨諸関係書類について。
 - ⑩教員採用選考試験とその対策について。
 - ⑪教職課程の行事の特徴と変化はどうであったか。
 - ⑫介護等体験について。
 - ⑬刊行物について。
 - ⑭自己点検・評価について。
 - ⑮教職生について。
- これらの視点を組み入れて素描したい。

1. 時期区分

本学教職課程の歩みを、便宜的に以下のように時期区分したい（各年度の「教職課程履修の手引き」より抜粋して作成）。

- 第1期 前史・創設期（2001－2005）
- 第2期 中学校社会科・高校公民科免許状の開設（2006－2016）
- 第3期 高校商業の免許状のみの時代（2017－2021）
- 第4期 高校商業と情報の免許状の時代（2022－現在に至る）

この時期区分にしたがい、先の視点を織り交ぜながら教職課程の歴史を辿ってみたい。

2. 第1期 前史・創設期（2001. 2002－2005）

（1）前史

学校法人高崎佐藤学園（学校法人高崎商科大学となるのは2008年8月1日のことである）は、なぜ教職課程を設置しようとしたのか。

碓井学長は、たしかに教員としての資格取得は魅力的であるが、しかし、教員が飽和状態な時代に、本学を卒業した学生が教員として就職することができるのだろうか、と心配していたという（碓井2005、47頁）。

この心配は自然なことであろう。しかし、学園が教職課程を設置しようとした理由は積極的なものであったと考えられる。

時の理事長・森本純生先生は、「教育研究の質の更なる向上」、「地域のニーズに積極的に対応していく為」の（高崎商科大学10年史1998、12頁）、はたまた「地域の信頼を築く」（高崎佐藤学園100年2006、58頁）ための人間を、短大・大学を設置する上での理由として高く掲げていた。つまり、地域に信頼される人間（教養ある人材）の養成の一つとして教員養成があると理事長はお考えになっていたのである（ちなみに公務員養成も考えていたと思うが）。

理事長、純生先生は、筆者たちに「群馬県内の高等学校、少なくとも商業高校に本学卒業の教員

が一人いてほしい」と下命した。身が震えた。「地域への貢献」、この言葉を実現すべく、24年間教職課程担当の専任教員として盟友、下山寿子先生と頑張ってきた。

ところで、2000年の秋、教職課程を牽引した教職課程担当専任教員の一人である菅原（当時、財団法人日本私学教育研究所主任研究員、現在、博士（教育学）、2004年度から本学「特任教授」）のところに一本の電話がかかってきた。

師匠、寺崎昌男先生（当時、日本教育学会会長、東京大学教授、教育学博士、現在東京大学、立教大学、桜美林大学名誉教授、本学客員教授）からであった。

緊張し、おそろおそろ出るのが常である。

群馬県高崎市に学校法人高崎佐藤学園という学園がある。4年制大学の設立を申請中である。うまくいけば2001年度に認可され開学となる。学校名は高崎商科大学という。そこの学長の碓井彊先生から電話があった。2002年度から教職課程を開設したい、と。ついては誰か教授として推薦いただけないかということだったらしい。寺崎先生は数日逡巡したという。そして菅原に白羽の矢がたった。

なんで菅原であったのか、その理由はお聞きしていないが、多分、一つには多くの教職科目を担当できる、つまり課程認定申請をパスしやすい人物だったから、二つには財団法人日本私学教育研究所で現場の先生方と交流し、少しは学校現場を知っていたから、そして三つ目には教員免許状をもっているからということではなかったかと推察している。

寺崎先生からは君が行く気があるなら推薦するといわれた。私は即答しなかったような気がする。しばらくすったもんだしたが、落ち着いたところで、寺崎先生にお願いに伺った。

しかし、教員を輩出できるのか、高校教員を出せるのか、教職課程を履修してくれる学生はいるのかなどなど、不安がよぎった。

しばらくして碓井学長から菅原宛にお電話があった。東京にある日本プレスセンターで面接をさせていただいた。碓井学長、当時法人本部長、森本淳先生（現理事長）、松田禎史さんとお会いした。実質的な面接試験であったと思う。履歴書と業績書を持参した。

森本純生先生（当時理事長）に具申する。その後、採用かどうかを連絡すると学長にいわれた。

暫くして、学長より教授で採用したいという趣旨のことを申し伝えられた。

そして、2002年4月教職課程開設に向けて認定申請作業が開始された。

この辺りの経緯を碓井先生は、教職課程設置を「どう準備するのか戸惑った」、桜美林大学に知り合いの先生がおいでになり「たまたま相談したところ」、その先生から日本教育学会会長の寺崎昌男先生を紹介されたと記した（碓井2005、47頁）。

碓井先生は「手がかりとして日本教育学会々会長の寺崎昌男氏をつかまえることができたのは幸運であった」と述懐している（碓井2005、47頁）。

（「はじめに」1と2－（1）菅原が執筆）

（2）創設期

碓井学長は教職課程開設までの1年間の様子を以下のように記している。

その寺崎氏が、候補として送ってきたのが菅原亮芳氏であった。当時、高等教育（ママ）の研究所で研究員をつとめたベテランである。急ピッチで菅原氏と相談しながら準備を進め、開学1年目の10月、文部省に設置申請し、翌年3月正式認定。4月から開講となった。教職課程の専任教員は菅原氏のほか、下山寿子専任講師の2人である。

教職課程が目指すものは、公民、商業、情報の3教科の高校教員1種免許状の取得。科目担当は、前記2教員のほか他の教員の協力を得ることになった。

（碓井2005、47頁）

この引用からも判るように、菅原先生は2000年に面接考査を受け、採用された。菅原先生に聞き取りをした(2024年11月1日金曜日、菅原研究室)。

それによると2001年より森本淳法人本部長(当時)、碓井先生学長、法人職員の松田禎史氏と相談しながら申請書への助言、教職科目カリキュラムのデザインとシラバスの作成や「教職課程履修の手引き」の作成、また文部省からの指導・助言に対する対応を行わせていただいたと記憶しているという。文部省へ申請その他で出向いたのは法人本部長森本 淳先生と松田さんであった。

この時、菅原先生は東京に居住し、財団法人日本私学教育研究所の主任研究員であったが、研究所には私立学校からの相談にのるというシステムがあったのでそれに準拠したと述べている。

そして菅原先生は、教職カリキュラムのデザインとシラバスの作成や「履修手引き」の作成、教職課程の運用の仕方など、教職課程の経営については、東京大学名誉教授・寺崎昌男先生、桜美林大学名誉教授・樽松かほる先生、元中部大学教授・小熊伸一先生や武蔵野美術大学教授・高橋陽一先生たちから温かいアドバイスを頂戴したという。

特に、小熊先生には貴重な教職情報を間断なくいただいたと、菅原先生は回顧する。彼らは師匠寺崎先生の門下生である、かれらの支えがなければ本学法人にアドバイスをすることもかなわなかった。心より感謝していると、菅原先生は述べている。

そして学園は2001年10月付で文部省に申請した。2002年3月付で認定された。安堵した。2002年4月の開講となった。しかし、大学は1年前、2001年に開学していた、

教職課程は、一方で教育学、他方で教育心理学という両輪で運転しなければならない。教育学だけがいても車は前には進まない。下山は、教育心理学、学校臨床心理学を専攻し、臨床心理士、カウンセリング心理士などの資格を有している。

下山を学長の碓井先生に推挙したのは寺崎昌男先生である。当時寺崎先生は、立教大学で教職課程を担当しておられた。同じ職場にいた心理学者、大野久先生に相談し、当時教職課程の事務を一手に担っていた、菅原先生と下山の先輩、風間まち子女史から打診をいただいたものと記憶している。そして寺崎先生にご許可をいただいた。碓井学長に報告した。

池袋で、御礼とお祝いの会を寺崎、大野、風間、菅原そして下山というメンバーで行った。緊張したが、楽しかった。

ところが、下山は東京に住まいがあり、また長女が産まれたばかりであった。てんやわんやしている中での履歴書や業績書の書類作成、そして面接となった。

やがて碓井学長から、大学で面接をしたいという申し出があった。松田さんとのやりとりを通して、初めて上信電鉄に乗り、山名駅で下車し(当時「高崎商科大駅前」という駅はなかった。)、大学まで歩き、なれない道を往生して辿り着いた。

そして採用が決まった。

2001年の春のことであった。

ところで、菅原先生は「東京からの通勤では教職課程から教員を輩出することはできない」と覚悟し、この大学で教員養成をやり遂げると心に決め、負担と覚悟を胸に2001年に単身赴任用の家を高崎市に購入したという。

そして菅原先生は、2002年2月に引っ越したと述べている。

一方、下山は、「家族会議」の結果、群馬への移住を決めた。

しかし、菅原先生は、群馬大学、桜美林大学非常勤、下山は立教大学の非常勤を抱えていた。てんやわんやであった。

あれから24年である。

最初の教職生のための教職ガイダンスが2002年4月に行われようとしていた。

(3) これから、当面「高崎商科大学教職課程24年史」を共同執筆することになるが。そこで依拠する主要な素材は、高崎商科大学教職課程が発行したもののうち、

- ①「教職課程履修の手引き」は2002年度(2003年度2004年度は作成せず)から2024年度までを、
 - ②本学の教職課程情報を提供した「検証・教育実習」は2004年度から2021年度まで、
 - ③2022年度は「高崎商科大学教職課程教職年報」を、
 - ④2023年度は「高崎商科大学教職課程教職研究年報」を、
 - さらに⑤「教育実習委員会議事録」を、
 - ⑥「教員養成カリキュラム委員会議事録」などを
- それぞれ使用することとする。

(4) 本稿は教職課程担当教員の側からみた沿革であるが、しかし課程認定申請作業にあたっては学園サイドの歴史がある。その点の解明に関しては、後日、当時文部省に足しげく通い続けておられた現理事長 森本淳(当時法人本部長)先生と松田禎史(当時法人係長)さんに聞き取りを行い補筆したいと考えている。

(2-(2)(3)(4) 下山が執筆)

【引用・引用文献】

- ・ 碓井彊(2005)『大学改革と私』私家版
- ・ 高崎商科期大学10年史編集委員会(1998)『高崎商科期大学10年史』高崎商科短期大学
- ・ 『高崎佐藤学園創立100周年 高崎佐藤学園100年のあゆみ』学校法人高崎佐藤学園、2006年

『2024年度 高崎商科大学教職研究年報』 (前期号)

目 次

序 高崎商科大学教職課程の沿革(その1) —創設前史、創設期: 2001. 2002—

..... 菅原 亮芳・下山 寿子 (i)

目次

I 〈学術論文〉

- 1 大正期における真言宗専門誌『六大新報』と「大学と道德」の関係に関する実証的研究
— 関係記事傾向の検討を手がかりに — 雨宮 和輝 (1)
- 2 近現代日本における「異常児(童)」と生徒指導に関する言説的研究 下山 寿子 (6)
- 3 明治期における『愛知教育会雑誌』／『大日本教育会愛知部会雑誌』／『愛知教育会雑誌』／
『愛知教育雑誌』に見る「教育病理」「教育病理学」記事の掲載傾向の特色
— 千葉県と宮城県との比較を通して — 菅原 亮芳 (14)

II 〈模擬授業とその省察〉 (21)

島村 勇輝 長谷川 凜 林 龍耶 森 開 柳谷 昂虎 下田 尊翔 竹内 雅樹

III 〈現役教員からの講評〉 (31)

遠藤 真美 (群馬県立板倉高等学校・教諭) < 2 編 >
笠井 昭宏 (長野県小諸商業高等学校・常勤講師) < 2 編 >
桑原 良典 (高崎商科大学附属高等学校・教諭) < 2 編 >
夏目 智明 (群馬県下仁田高等学校・教諭・常勤講師)

IV 〈例示・主要な学習指導案〉 (40)

島村 勇輝 下田 尊翔

V 〈介護等体験の記録〉

1. 特別支援学校 (48)
小柏 衣麻 川島 理乃 下田 尊翔 高木 優羽 三輪 千蓮 福地 将英
柳谷 昂虎 山口 源
2. 社会福祉施設 (63)
小柏 衣麻 川島 理乃 下田 尊翔 高木 優羽 三輪 千蓮 福地 将英
柳谷 昂虎 山口 源

〈巻末資料〉 (78)

高崎商科大学教職研究年報発行規則
高崎商科大学教職研究年報執筆要項

〈学術論文等執筆者紹介〉

あとがき (教員養成カリキュラム検討委員会)

大正期における真言宗専門誌『六大新報』と 「大学と道德」の関係に関する実証的研究

— 関係記事傾向の検討を手がかりに —

雨宮 和輝

はじめに

『六大新報』とは真言宗の専門誌である。このメディアは1903年7月に創刊された。前誌は『伝灯』である。それを改題したものが本誌である。なぜ、本誌に着目するのか、それは、大正期における真言宗派の学校系統をどのように整備するのかについて多くの論争を巻き起こしたメディアであるだけでなく、大学令制定以降においては仏教系私学の大学昇格を巡る記事を多く掲載した専門誌でもあるためである。

そもそも、筆者の研究関心は大学において道德がどのように位置づけられたのかということである。このテーマに則して『六大新報』の記事を眺めてみると、「大学と道德」に関連する記事が思いの外多く掲載されていることがわかった。

ところで、戦前において「道德」は小学校、中学校では修身という形で教授されていたが、しかし、戦前の専門学校や大学においては明確な形で「道德」は教授されることはなかった。例えば、寺崎昌男氏(2020)は『日本近代大学史』において、次のように述べている。ここでは要約しておこう。寺崎が臨時教育会議に関する分析をした際に彼は、修身の教授に関して「大学予科と高等学校に期待したこの国家主義・国体主義の倫理教育を、主催委員会は大学に関しては期待しなかったのである」と述べた。さらに加えて寺崎は「大学問題は『法科偏重』や『私学問題』等に傾斜した」として、大学において「道德」に関する教育は期待されていなかったと指摘している¹。

しかし、1918年の大学令は大学において「道德」を教授するようにしむけた。しかし、その事実の実際的研究は部分的である。いうなれば、個別の大学側において「道德」をどのように取り扱おうとしていたのかという本格的な研究はないのである。しかし、皆無ではない。本研究を行うにあたり、例えば、該当先行研究には赤松徹眞『「反省会雑誌」とその周辺』²がある。明治時代の仏教雑誌の目録を集めたものもあり貴重な研究ではあるが、しかし、大正時代のものはその範囲には入っていない。確かに、大学における道德教育の実態を明らかにしようとするならば、各大学において刊行された雑誌や新聞などが資料になると考える。しかし、筆者はより研究範囲を限定して、宗教系私学を対象とし、その宗派が刊行した雑誌や新聞に着目したい。

今回はその一つとして『六大新報』に着目し、さらに、ここでは、大学令が制定された1918年から、宗派立の高野山大学の大学昇格が決定する1926年までを対象として記事傾向を検討したい。

以上の背景から、宗教が「道德」と深く関連することを踏まえ、宗教系の大学ではどのような形で「道德」が位置付けられようとしたのかを明らかにする。その上で、大正期の大学において「道德」がどのように教授されようとしていたのかに関する基礎研究としたい。

1. 1918年以降の真言宗を取り巻く状況

「大学と道德」に関する記事傾向はどのような特色と変化を見せるのだろうか。

その前に、1918年以降の真言宗を取り巻く状況について述べておきたい。真言宗においては1907年には、高野山に真宗聯合高野山大学を、京都には真宗聯合京都大学を設置することが決まっており、宗派内部において二つの高等教育機関が存在していた。その一方で大学令制定以降、仏教界では、各宗派を連合して、一つの仏教系私学を設立しようとする仏教連合大学案も存在していた。他方、真言宗内部においては、上述したように、二つの高等教育機関においてどちらが大学として「昇格」するのか、また、仏教連合大学案に参加するのか否かが大きな問題となっていたのである³。

2. 『六大新報』における大学と「道徳」に関する記事

では、『六大新報』では「大学と道徳」に関する記事としてはどのようなものが掲載されており、その傾向と特色はいかなるものであったのだろうか。

その記事を整理したものが表1である。

なお、表1に掲載した収集記事は記事タイトルに「大学」や「道徳」といった語句が含まれるものの他に「教育」、「学校」、「徳育」といった語句、また、記事内容として「大学と道徳」について言及しているものをも含んでいることをお断りしたい。

表1 『六大新報』における大学と「道徳」に関する記事の一覧

記事タイトル	刊行年月日・号数
1918年	
日本の将来と宗教教育	1918年2月10日、747号
曼荼の風光	1918年3月10日、751号
人心の機微を察せよ	1918年3月24日、753号
愛国心の真意義	1918年3月24日、753号
祖国思想を高調せよ	1918年3月31日、754号
教化の社会化	1918年5月12日、760号
戦後の仏教思想	1918年5月19日、761号
国民思想の頻廃	1918年10月27日、784号
1919年	
新学令と我宗	1919年1月1日、793号
世界戦後における日本宗教の変遷	1919年1月1日、793号
新大学令と吾宗の態度	1919年1月26日、796号
連合大学の設置	1919年2月9日、798号
思想統一建議理由書	1919年2月16日、799号
仏教道徳の基調	1919年3月2日、801号
国民道徳の基準	1919年3月9日、802号
仏教道徳振興の急務	1919年3月16日、803号
教育界のクライシス	1919年4月6日、806号
宗教的信念の培養	1919年5月18日、812号
青年宗教家の奮起を促す	1919年5月18日、812号
局面展開の一路 仏教連合大学設立運動促進	1919年7月13日、820号
教科大学設立問題	1919年7月27日、822号
改造運動と教家の覚醒	1919年8月24日、826号
国民道徳の根底	1919年9月7日、828号
思想界の傾向と宗教者の態度	1919年12月14日、842号
1920年	
大国民の理想	1920年3月7日、853号
日本の現状	1920年3月28日、856号

制度改造か人心改造か 密宗改造論（四） 国民思想の靈化	1920年 5 月23日、864号 1920年 6 月20日、868号 1920年 6 月27日、869号
1921年	
道徳的訓練の急務 仏教寺院と国民生活 高野山発展の光明 教育の社会化	1921年 7 月17日、922号 1921年 7 月24日、923号 1921年 9 月11日、930号 1921年12月11日、943号
1922年	
新古合同大学経営問題について 前に進め！共に手を携えて！ 日曜学校と宗教問題 教化の徹底 国民の宗教心 人類愛の道徳へ 宗派超越の観念 東西の風習文化道徳に就いて 教育問題に対する誤謬に就いて 各州教育調査会の連合大学設立案 宗立学校を開放せよ	1922年 1 月 1 日、945号 1922年 1 月15日、946号 1922年 1 月22日、947号 1922年 2 月 5 日、949号 1922年 4 月23日、960号 1922年 7 月23日、973号 1922年10月15日、985号 1922年10月15日、985号 1922年10月22日、986号 1922年12月 3 日、992号 1922年12月17日、994号
1923年	
宗教教育と人間教育 宗内の徒弟教育の現状に就いて 教育問題の転換 性欲道徳と宗教 教育問題の転換 現代思潮と青年の奮起 実生活と宗教思想 国際道徳と仏教思想 国際道徳と仏教 宗門の教育方針について 学校制度の改造を促す 真言宗の教育問題 真言宗一大学の完成 学校問題に就て 教育問題の帰趨 宗徒としての自覚 大学改造問題と学生の奮起 学校問題に就いて	1923年 1 月 1 日、995号 1923年 4 月 1 日、1007号 1923年 4 月22日、1010号 1923年 4 月29日、1011号 1923年 4 月29日、1011号 1923年 6 月 3 日、1016号 1923年 6 月10日、1017号 1923年 7 月 8 日、1021号 1923年 7 月15日、1022号 1923年10月 7 日、1034号 1923年10月21日、1036号 1923年10月21日、1036号 1923年11月 4 日、1038号 1923年11月 4 日、1038号 1923年11月25日、1041号 1923年12月 2 日、1042号 1923年12月 9 日、1043号 1923年12月 9 日、1043号
1924年	
復興精神と国民精神の振作 教界人なきか 将来の宗教 仏教徒の使命 宗教家と思想善導 教育問題と制度問題 新僧侶の典型 教育と文化活動 思想向上の機関を設けよ	1924年 1 月 1 日、1045号 1924年 1 月13日、1046号 1924年 1 月27日、1048号 1924年 3 月 2 日、1053号 1924年 3 月 9 日、1054号 1924年 3 月 9 日、1054号 1924年 4 月13日、1059号 1924年 4 月13日、1059号 1924年 4 月20日、1060号

人間宗教の建立	1924年 5 月11日、1063号
教学の近代化	1924年 5 月25日、1065号
国民精神作興案	1924年 6 月22日、1069号
自由討究と教権主義	1924年 7 月 6 日、1071号
孟蘭盆会と道德	1924年 7 月13日、1072号
国家覚醒の一転機	1924年 7 月27日、1074号
宗教的信念の必要	1924年 7 月27日、1074号
教育の根本的革新	1924年 8 月10日、1076号
教育と宗教	1924年 8 月24日、1078号
宗教的思想の訓育	1924年 8 月31日、1079号
宗教教育分離の傾向	1924年 9 月 7 日、1080号
宗教制度調査	1924年 9 月28日、1083号
高野山の学校	1924年11月 2 日、1088号
精神作興運動	1924年11月23日、1091号
解脱の本義	1924年12月 7 日、1093号
教育と宗教	1924年12月14日、1094号
1925年	
新宗制方針	1925年 3 月 1 日、1104号
布教と教育	1925年 3 月 8 日、1105号
新宗典に対する吾人の私見	1925年 3 月29日、1108号
教育に就て	1925年 4 月19日、1111号
御下賜金と青年の指導	1925年 5 月24日、1116号
成人教育	1925年 5 月31日、1117号
現代教育の病原	1925年 6 月14日、1119号
現代教育の病原	1925年 6 月21日、1120号
学校問題	1925年 9 月 6 日、1131号
宗門教育とその理解	1925年 9 月20日、1133号
国民精神界の現在と現代教育の第一義	1925年10月 4 日、1135号
軍事教育と宗教学校	1925年11月29日、1143号
1926年	
公民成人教育に対する一希望	1926年 2 月 1 日、1154号
日曜学校の奨励如何	1926年 3 月21日、1158号
高野山大学昇格を祝す	1926年 4 月11日、1161号
鎮護国家の道場としての高野山	1926年 5 月 2 日、1164号
僧侶の民衆化	1926年 5 月 9 日、1165号
京都大学設備の完全を図れ	1926年 5 月23日、1167号
教界雑記	1926年 5 月23日、1167号
日校経営将来	1926年 7 月18日、1175号
母校を訪ねて	1926年 7 月25日、1176号
大学の講座より民間伝道へ	1926年 8 月15日、1179号
学生・青年間に新宗教運動	1926年10月 3 日、1186号
青年仏教倶楽部の成立	1926年12月19日、1197号

※六大新報742号～1163号より作成⁴

以上のように『六大新報』には大学令制定以降、多くの大学や「道德」に関連した記事が掲載されていることがわかる。記事傾向を見ると①1918年～1921年頃までは、大学令制定後という状況もあり、大学令に対する反応などについての記事が多く見られた。特に1919年は大学令に関する記事とともに「道德」についての記事も多く確認することができた。これは着目すべき事実である。

また、②1922年からは先述したように、宗派内における教育制度問題や、聯合大学設立案への参加などの記事が多く確認できるが、それとともに「宗教教育」という言葉も多く出現してくる。宗派内だけでなく、国民に対し教化をすることが、日本全体の「道徳」の向上につながっていくのではないかという記事が多くなっている傾向を見てとることができる。

そして、③1924年から1926年までは、真言宗内部での学校設置問題が解決に向かい、大学昇格に関する記事が多く見られるようになった。その上で社会に対して宗教がどのような働きをすることができるのかといった記事や、大学も含めて社会に対して国民を教化していく必要があるといった内容の記事が多くなっている傾向であると言えることができるだろう。

以上のように、1918年から1926年までの『六大新報』における大学と「道徳」に関連する記事内容についてその傾向と特色を眺めて表1を作成した。『六大新報』においては、「道徳」に関して取り扱う際に、大学のみに限定するのではなく、むしろ、宗派内全体あるいは、社会に対して宗教が「道徳」的にどのようにすれば働きかけることができるのかといった記事が多い傾向となっていた。その背景には大学令の制定が大きな意味を持っていたのではないかと、しかし、この点に関してはさらなる検証が必要となるであろう。

おわりに

以上、本稿では、大正期の『六大新報』において、大学と「道徳」に関連してどのような記事が掲載されていたのか、その傾向と特色を分析してきた。

繰り返しになるが、本稿では1918年～1926年までの『六大新報』の記事を分析してきているが、全体的な傾向としては、先述したように、「大学と道徳」という関係性に留まらず、宗派と社会といった関係性の中で「道徳」が語られており、その中で教育機関についても言及されているといった記事が多かった。ただ、それ以外に青年や学生に対して国民に対する教化や布教を求めているという記事も多く存在し、そのためには学生や青年に対して人格の陶冶や形成を徹底するように求めていることがわかった。そのような観点から見ると宗教系私学では、教化や布教のために学生に対する「道徳」、あるいは「徳育」を身に付けるように求めているということができよう。

今後の研究課題としては、今回整理した記事傾向をもとに、各記事の内容がどのようなものとなっていたのか、全体としてどのような内容が主張されていたのかを分析したい。さらに、他の宗派の雑誌や新聞などにおいてもこの傾向は同様であるのか、また、大学における「道徳」の扱いについて、研究範囲を拡大し基督教や神道ではどのような位置付けを受けていたのか、それらにはどのような点で特色があるのかといったことは、他日を期し、引き続きの研究で究明していくようにしたい。

注

- 1 寺崎昌男（2020）『日本近代大学史』（東京大学出版会、）160頁
- 2 赤松徹眞（2018）『『反省会雑誌』とその周辺』（龍谷大学仏教文化研究所）
- 3 雨宮和輝（2018. 3）「専門学校令下における真言宗の仏教系私学に関する一考察 ―宗門内部の教育機関のあり方を巡る議論を中心として―」『日本教育史論集』（第5号、早稲田大学大学院教育学研究科日本教育史研究室）、11-17頁において、真言宗派内の学校系統を巡る論争については考察した。
- 4 六大新報社『六大新報』（1918年1月1日、742号）～（1926年4月25日、1163号）

近現代日本における「異常児(童)」と生徒指導に関する言説的研究

下山 寿子

はじめに

児童・生徒理解は、いかなる「規準」を用いて進められなければならないのだろうか。

例えば、文部科学省の『生徒指導提要(令和4年12月)』に掲げられた「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」(「発達障害」、「精神疾患」、「健康課題」、「支援を要する家庭状況」)は、「課題が見えにくい場合も多いため、アセスメントを通じて、的確に気づきと対応を行うよう努める必要」⁽¹⁾があると記されている。

ここで言う、教育実践のなかでの「見えにくい課題」への「アセスメント」は、「規準」を設けることの複雑さと困難さを示すものであり、学校制度が設けられた明治期以降、教育者たちの問題意識を刺激したことを想像させる。現代的には「差別」的な印象を与える「異常児(童)」というタームも、歴史的に検討してみると、児童・生徒の「課題」を表現しようとしたものであり、「教育職員免許法施行規則」等、公に用いられていたタームでもある⁽²⁾。

このタームは、いつ頃どのような様態をとらせ、何を理解するように誘ったのだろうか。そして教育者たちが、児童・生徒の「課題」に向き合おうとするときに、どのように用いられたのだろうか。これが本論文の「問い」である。

目を転じて「異常児(童)」に関する先行研究を検討すると、第1には、「異常児保育」の実践を明らかにした戸崎敬子・竹内衛三(2004)や河合隆平・高橋智(2005)、河合隆平(2004)等の愛育研究所「異常児保育室」なかでも保育者・小溝キツの実践を明らかにしたものがある。第2には、脇田良吉が著した『異常児教育の実際』の内容を紹介した、小野尚香・大久保賢一・稲本正法(2021)がある。そして第3には、溝上脩(1970)の特殊教育を社会学的研究方法によって発展させようとする「異常児社会学」の体系化を試みたものがある。しかしいずれも「異常児(童)」というタームに着目したものではなく、本論文とは関心が異なる。

このような研究状況のもと、ここでは、教育関係辞書・辞典や教育関係著作にみる「異常児(童)」の記述を整理することを通して、生徒指導における児童・生徒理解の変遷過程の一端を明らかにし、教育者たちがいかなる「規準」を用いて教育実践を進めてきたのかについて、言説的方法で明らかにしてみたい。

なお、使用する用語に、現在は使用されていない用語が含まれる。それらは「歴史的用語」として使用することをお断りしておく。

1. 教育関係辞書・辞典にみる「異常児(童)」

手元にある教育関係辞書・辞典及び国立国会図書館デジタルコレクション所蔵教育関係辞書・辞典において「異常児(童)」が項目として掲げられていたものは、表1の7件であった。

表1 「異常児（童）」が掲載された教育関係辞書・辞典一覧

番号	編著者等	書名	出版社	出版年	頁・URL
【文献1】	日本教育学会協会	『現代教育辞典』	啓文社	1931	32頁 https://dl.ndl.go.jp/pid/1447330/1/49
【文献2】	入澤宗壽	『教育辞典』	教育研究会	1932	国立国会図書館デジタルコレクションの索引にその項目（具体的には、「異常児 53」）が見受けられるが、本文が欠損しているため内容を確認できなかった。
【文献3】	入澤宗壽	『教育辞典』	教育研究会	1934	53-54頁 https://dl.ndl.go.jp/pid/1442571/1/33
【文献4】	日本教育学会協会	『現代教育辞典』	啓文社	1934	32頁
【文献5】	下中弥三郎編	『教育学事典』	平凡社	1954	55-56頁
【文献6】	下程勇吉監修	『新版 教育学小事典 第2版』	法律文化社	1977	12頁
【文献7】	天城勲・奥田真丈・吉本二郎	『現代教育用語辞典 第8版』	第一法規	1977	13頁

※URLについては、全て2024年11月15日にアクセスし最終確認を行った。

教育関係辞書・辞典及び国立国会図書館デジタルコレクション所蔵教育関係辞書・辞典において「異常児（童）」が最も早く掲載されたものは、1931年（昭和6）に刊行された日本教育学会協会『現代教育辞典』（啓文社）であった。

2. 教育関係著作にみる「異常児（童）」

国立教育研究所編『教育文献総合目録 第1集 明治以降教育文献総合目録 付・総索引』（1976年）には、「G3 異常児教育 児童保護 感化法」という項目が設けられ、126件の文献が掲げられている。そのなかで「異常児（童）」をタイトルに冠した文献は、以下の12件（「異常青少年」も含む）である。

- 12939 異常児 その鑑別と保護 ジルベール・ロバン著 吉倉範光訳 白水社 昭和15〔上野〕〔早稲田〕〔文部〕
- 12940 異常児教育三十年 脇田良吉 京都 日乃丸会 昭和7〔上野〕
- 12941 異常児教育の実際 脇田良吉 金港堂 大正4〔上野〕
- 12942 異常児教育の理論と実際 笠原道夫 弘道館 大正2〔上野〕
- 12943 異常児教育法の新研究 大日本学術協会編 モナス 昭和13〔上野〕
- 12944 異常児 富士川游 太陽堂 大正13〔上野〕〔男女高〕〔文部〕
- 12945 異常児とその作品（逞ましき成長） 森建蔵 石田博英編 新紀元社 昭和18〔上野〕〔早稲田〕
- 12946 異常児の記録 後藤岩男 大日本雄辯會講談社 昭和22〔教研〕〔上野〕〔早稲田〕
- 12947 異常児ノ病理及教育法教育病理及治療学 上,下巻 榊保三郎 同人 明治42. 43 2冊〔上野〕
- 12948 異常児ノ病理及教育法教育病理及治療学 上巻 榊保三郎 同人 明治43 増補再版〔上野〕
- 12949 異常児保育の研究 愛育研究所編 目黒書店 昭和18（恩賜財団愛育会 愛育研究所紀要教養部第3輯）
- 12950 異常青少年と其の指導 加藤末吉 日本少年保護協会神奈川支部 昭和10〔上野〕

これらが刊行された時期は、明治期・2件、大正期・3件、昭和期・7件である。最も古いものは1909年（明治42）に刊行された榊保三郎の著作であり、1947年（昭和22）までの「異常児（童）」を冠した著作が列挙されている。

1947年（昭和22）以降の著作について「国立国会図書館サーチ」を用いて所蔵検索してみると、「異常児（童）」を冠した著作は、管見の限りにおいて1977年（昭和52）刊行の新井清三郎『異常児の病理・保健』（学芸図書）まで見受けられる（復刻版は除外した）。

3. 「異常児（童）」の内容

（1）教育関係辞書・辞典に掲げられた「異常児（童）」項目の内容

ここでは、教育関係辞書・辞典に掲げられた「異常児（童）」項目の内容について検討してみたい。

【文献1】1931年（昭和6）刊行『現代教育辞典』には、以下のように記された。

「異常児童」 Abnormal children

教育病理学上に於て、精神及び身体に異状を有し、被教化能力の劣等なるものをいふ。天才の如き優秀なる児童も亦異常児童には相違ないが、教育病理学上の性格異常といひ、精神病的低格といはれる者、皆これ異常児童である。而して異常児童の分類に関しては、今日未だ確定してゐないが、最も妥当なりとせられてゐるのは大体次の如くである。

（一）精神に障碍ある者＝A〔精神薄弱者〕…白痴・痴愚・魯鈍。B〔精神低格者〕…（イ）身体の疾患に基づく一時的異常、（ロ）感情意志の先天的性格異常、（ハ）一定の神経病。

（二）身体に障碍のある者＝重聴・聾啞・盲・言語障碍等。

異常児童は、何れも特殊の教育に俟たなければならないもので、独逸のシユトリュンペル氏以来、これ等を対象として教育病理学なる一科学が成立するに至つた。

（日本教育学会『現代教育辞典』啓文社、1931年、32頁）

ここで「異常児童」とは、①「教育病理学」にもとづくものであること、②「精神」と「身体」の「異状」を有すること、③「被教化能力の劣等なるもの」を指し、④「天才」もここに含まれること、⑤分類が確定していないこと、⑥⑤を前提として、「精神に障碍ある者」と「身体に障碍のある者」の2つに区分されることなどと記された。

【文献3】1934（昭和9）刊行『教育辞典』には、以下のように記された。

「異常児童」英 Abnormal child 独 Anormales Kind 仏 Enfant anormal

身体及び精神の異常なるため正常児童と同様な教育を受け得ない児童。知能の極めて優れた天才児・優等児童等も一種の異常児童ではあるが、普通この中に含めしめず、その劣等なる者を指す。異常児童の分類・範囲・程度はその見地に依て種々異り得るが、大体次の四種に分つことが出来る。

（一）身体的欠陥のある者…跛・臂・畸形等

（二）感覚機官に欠陥ある者…盲・聾啞等

（三）知能に欠陥ある者…低能・痴愚・白痴等

（四）主として情意方面に障碍ある者。即ち精神状態が異常の定型を離れたことが殊に情意の方面に著しく、従つてその性格が異常をあらはしてゐる者を指す。教育病理学上精神低格 Die psychischen Minderwertigkeiten と称せられる者…無感覚者・沈鬱者・躁暴者・不安定者・偏執性・生理的低格者・性慾異常者等

以上殊に（三）（四）は概念上の区別であつて各単独に存在することはなく、多くの場合特にその点が著しくあらはれるのである。又（一）は不具児童として異常児童の中に含めしめぬこともある。

（入澤宗壽『教育辞典』教育研究会、1934年、53頁）

ここでは、①「身体及び精神」が「異常」であるため「正常児童」と同様の教育が受けられない児童を指し、②「天才児」や「優等児童」含まず、「劣等なる者」を指し、③「身体的欠陥のある者」、「感覚機官に欠陥ある者」、「知能に欠陥ある者」、「主として情意方面に障害ある者」の4種に区分されることなどが記された。

【文献4】1934年（昭和9）刊行『現代教育辞典』には、【文献1】と同様の内容が掲載された。

【文献5】1954年（昭和29）刊行『教育学事典』には、教育心理学者・三木安正が以下のように記した。

「異常児」exceptional children, abnormal children（英）anomale Kinder（独）enfants anormaux（仏）

ふつう一般の児童を正常児とすれば、その範囲からはみだすものが異常児ということになる。ただ正常でないということをあらわす言葉としては、exceptional child とか abnormal child とかがもちいられるが、彼らが生活上、または被教育者として不利な条件をもっているという点からは、handicapped child（不利な条件をもつ子）とよばれ、教育者や指導者の側から、とりあつかいがめんどうであるという点からは、problem child（問題児）とよばれる。しかし problem child というばあいは、behavior problem child すなわち性行上に問題がある児童、というような意義にとられるばあいが多い。それは社会的にうまく適応できない子ども、すなわち社会的不適応児 socially maladjusted child というものにも通じていく。

身体的・精神的に欠陥があるものは、もちろん異常児であるが、知能的にきわめて優秀なもの、天才児なども、正常児の範囲からはみだしているという意味で、exceptional child、abnormal child のなかにはいる。そして彼らはまた problem child でもあるが、handicapped child のなかにははいらない。

近来わが国では、特殊児童とか特異児童とかいう言葉もつかわれているが、英語には special child という言葉はない。ただし異常児にたいする教育を special education（特殊教育）といっているので、特殊教育の対象となる児童といったところから、特殊児童という言葉がでてきたのではなかろうか。元来、こうした言葉は、できるだけ児童たちをきずつけないように、目立たせないようにという配慮から、しだいにかわってゆくものである。一方そういう児童の問題を、目立たせようとするジャーナリズムの立場からは、特異児童などという言葉がこのんでつかわれるばあいがある。

（下中弥三郎編『教育学事典』平凡社、1954年、55頁）

ここで「異常児」は、①「正常児」の範囲から「はみだすもの」を指し、②「不利な条件をもつ子」や「問題児」と呼ばれ、「社会的不適応児」にも通じ、③英語に該当する言葉がないが、「特殊児童」や「特異児童」と言われることもあり、④「できるだけ児童たちをきずつけないように、目立たせないようにという配慮から」、言葉が変化することなどが記された。

続けて三木は「類型」として、「身体的な障害をもつもの（盲・弱視、聾・難聴・肢体不自由・身体虚弱・言語障害）と精神的な異常をしめすもの（精神薄弱・性格異常・英才または天才）に2大別される」とし、さらに「1953（昭和28）年に文部省で作成した「特殊児童判別基準」の定義と基準の「盲者」、「弱視者」、「聾者（→聾啞者）」、「難聴者」、「肢体不自由者」、「身体虚弱者」、「言語障害者」、「精神薄弱者」「性格異常者」という9項目について示した。

また「対策」として教育のあり方についても触れ、「人格的適応や職業生活への教育的配慮」や「社会的適応」について視野に入れる必要があると記した。

【文献6】1977年（昭和52）刊行『新版 教育学小事典 第2版』には、次のように記された。

「異常児童」〔英〕exceptional child 〔独〕ungewöhnliches Kind

普通児童とは異なった特殊な心身の状態にあり、著しい不適応を招来し、ために養育・教育上特別の配慮

を必要とする子どもの総称。特殊教育の対象となる子どもという意味で特殊児童ともいう。昨今では普通障害児と呼んでいる。その中には①盲、②弱視、③ろう、④難聴、⑤性格偏倚、④精神薄弱、⑦言語障害、⑧肢体不自由、⑥身体虚弱などが含まれる。

(下程勇吉監修『新版 教育学小事典 第2版』法律文化社、1977年、12頁)

ここで「異常児童」は、①「普通児童とは異なった特殊な心身の状態にあり」、②「著しい不適応」を起こし、③そのため「養育・教育上特別の配慮を必要とする子ども」を指し、④「特殊児童」とも言われ、⑤「盲」、「弱視」、「ろう」、「難聴」、「性格偏倚」、「精神薄弱」、「言語障害」、「肢体不自由」、「身体虚弱」などを含むとされた。

【文献7】1977年(昭和52)刊行『現代教育用語辞典 第8版』には、教育心理学者・原野広太郎が以下のように記した。

異常児 exceptional child 〈英〉

特殊児とも呼ばれ、心身ともに正常な一般児の基準から偏倚している児童をさす。したがって正常な一般児の基準をどこに、また何にするかによって、いろいろな名称で呼ばれる。教育上、一般普通児とは異なった指導を必要とする場合には、特殊児、特異児と呼ぶことが多く、天才児、偏倚児なども含む。家庭、両親の問題、身体条件、心理状態などに基因する適応上の不利益や悪条件を負っている児童は欠陥児(handicapped child)と呼ばれるが、異常児は欠陥児とかなり重複する。心理・身体的障害をもつ児童は心身障害児である。反社会的、非社会的行動、情緒的障害、悪癖・悪習慣をもつ児童は行動問題児と呼ばれる。通常、特殊教育の対象となる者は、①盲児・弱視児、②ろう児・難聴児・言語障害児、③精神薄弱児・境界線児、④肢体不自由児、⑤病弱児・身体虚弱児、⑥性格障害児・情緒障害児・行動障害児、⑦天才児・優秀児などである。

(天城勲・奥田真丈・吉本二郎『現代教育用語辞典 第8版』第一法規、1977年、13頁)

ここで「異常児」は、①「特殊児」とも呼ばれ、②「心身ともに正常な一般児の基準から偏倚し」、③②のために「基準」によって名称が変わり、④「天才児」や「偏倚児」も含み、⑤「欠陥児」と「異常児」は重複し、⑥「心身障害児」や「行動問題児」と呼ばれる者もあり、⑦「特殊教育」の対象として、「盲児・弱視児」、「ろう児・難聴児・言語障害児」、「精神薄弱児・境界線児」、「肢体不自由児」、「病弱児・身体虚弱児」、「性格障害児・情緒障害児・行動障害児」、「天才児・優秀児」などが示された。

(2) 教育関係著作に掲げられた「異常児(童)」項目の内容

ここでは、先にリサーチした教育関係著作群のうち、紙幅の関係上、明治期、大正期、昭和期の各期に1件を、表2のようにピックアップした。

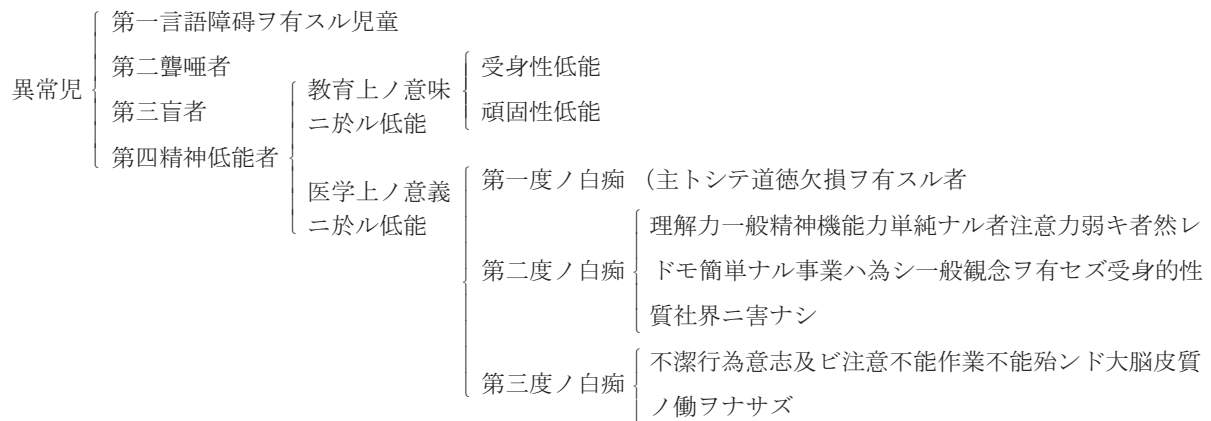
表2 「異常児(童)」をタイトルにした著作一覧

番号	編著者等	書名	出版者(社)	出版年	備考
【著作1】	榎保三郎	『異常児ノ病理及教育法 教育病理及治療学 上』	榎保三郎	1909	https://dl.ndl.go.jp/pid/812423
【著作2】	富士川游	『異常児童』	太陽堂	1924	
【著作3】	昇地三郎	『異常児心理学』	誠信書房	1969	

※URLについては、2024年11月15日にアクセスし最終確認を行った。

それらの著作のなかで、「異常児（童）」の定義を中心に、その内容を検討してみたい。

まず【著作1】1909年（明治42）刊行『異常児ノ病理及教育法 教育病理及治療学 上』では、「異常児（童）」についての榊による定義は、管見の限り見受けられなかった。しかし、「どもあ氏分類」⁽³⁾を以下のように掲げた。



（榊保三郎『異常児ノ病理及教育法 教育病理及治療学 上』1909年、223-224頁）

この分類によれば、「異常児」は、「言語障碍ヲ有スル児童」、「聾啞者」、「盲者」、「精神低能」の4種に分類。「精神低能」については、「教育ノ意味ニ於ル低能」と「医学上ノ意義ニ於ル低能」の分類され、前者については「受身性低能」及び「頑固性低能」に、後者については、「第一度」から「第三度」の「白痴」に分類された。

【著作2】1924年（大正13）刊行『異常児童』では、「異常児童とは何ぞや」として以下のように記された。

異常児童とは精神の状態が尋常のものと相違して居るところの児童を指していふのである。單純に異常児童の文字から見るときは、言語の障碍を存するもの、失明せるもの、盲啞のもの、及び身体の畸形を有するもの等、身体の状態が尋常でないものも皆これに属すべきことはいふまでも無いが、今ここに異常児童といふのは此の如き身体の状態が異常であるものをば除きて、ただその精神の状態が尋常でないもののみを指すものである。しかしながら精神の状態が尋常に相違して居るものの中にも、種種の差異がありて、一方には神経中枢の發育が佳良で、その精神機能が尋常の標準より以上のものがある。これは天才又は能才と名づけらるるもので、もとより異常児童の中に算すべきものである。又一方にありては、これに反して、たとへば精神病の如く、精神機能が尋常の標準より以下で、著しく健康の状態から遠ざかつて居るものがある。これも異常児童に算すべきものであろうが、ここに異常児童といふものの中には天才又は能才といふやうな精神機能の優越せるものをば除きて、尋常の標準より以下の精神機能を有するところのものを指して異常児童といふのである。又精神機能が尋常の標準より以下であるがために普通の教育の方法では教育を施すことが困難であるが、しかも尚ほこれに対して相当の教育を施すことが出来る程度のものを指して、ここに異常児童と名づくるのである。それ故に精神機能は尋常の標準以下であつても精神病のものはこれを異常児童の中には算入せぬのである。

（富士川游『異常児童』太陽堂、1924年、1-2頁）

ここでは、①「身体の状態が異常であるもの」を除き、「精神の状態が尋常でないもののみ」を指すとし、②「天才」や「能才」を含み、③「精神病」は含まないとされた。

【著作3】1969年（昭和44）刊行『異常児心理学』には、「第1章 異常児の定義」として次のように記された。

最近特殊教育が盛んになり、特殊教育の対象になる児童を、特殊児童とか異常児などと呼んでいる。異常児という語は正常児に、対するものであるが、異常という概念は時代および説く人により異なり普遍的な規定は認められていない。同じような意味を現わす語が、外国語の訳からしていろいろ用いられている。異常児 (abnormal children)、特異児童 (exceptional children)、障害児 (handicapped children)、問題児 (problem children) などの語は多少の内容は違うけれども、正常児に対する異常児という意味に用いられている。

(昇地三郎『異常児心理学』誠信書房、1969年、7 頁)

ここでは、①「特殊児童」や「異常児」などと呼ばれ、②「異常という概念」には、「普遍的な規定は認められていない」とされ、③「異常児」、「特異児童」、「障害児」、「問題児」などの語が用いられることがあるとされた。

次に、「正常と異常を区分する判断の基準として、①統計的基準、②価値的基準、③病理的基準の三つがある」として、それぞれ次のような解説がなされた。「①統計的基準」とは「統計的にみて平均からの逸脱の度合いによって決めるもので平均的基準」と言われ、「量的な把握の仕方」であり、この基準によると「天才」も異常になる。「②価値的基準」とは「その社会で理想的で価値あるものを基準にするもの」であり、「③病理的基準」とは「心身の構造的あるいは機能的な面から基準を設定しようとするもので、病的基準」と言われるもので、「主として医学の概念で、病的か否かで区分するもので、質的な見地に立つもの」とされるとされた。

続けて、「正常と異常との区分」についての困難さについて述べ、「文部省と厚生省と法務省では異常児の分類についても随分違っている」と指摘した。

おわりに

ここでは、教育関係辞書・辞典や教育関係著作にみる「異常児(童)」の記述を整理することを通して、生徒指導における児童・生徒理解の変遷過程の一端を明らかにすることを目指した。

これらの作業から「異常児(童)」は、第1には「教育病理学」という学問分野が関与していたが、1934年(昭和9)以降は、その記述が消失すること、第2には「心身の異常(状)」を指していたこと、第3には、この「異常(状)」は、明確な基準を示すことが困難であったこと、第4には、1954年(昭和29)以降、「特異児童」、「特殊児」、「問題児」などの多様な呼称で表現されていたこと、第5には、「天才」が含まれる場合があったこと、そして第6には、「特殊児(童)」とはほぼ同義であり1954年(昭和29)には、「特殊教育」の対象となったことなどがわかった。

「異常児(童)」というタームの記述を整理してみると、とりわけ時代によって変化し、多種多様な表現を用いて、その様態を表現しようとされていることが特徴的であった。この点について、三木は【文献5】において、「元来、こうした言葉は、できるだけ児童たちをきずつけないように、目だたせないようにという配慮から、しだいにかわってゆくものである」⁽⁴⁾と述べた。児童・生徒への「配慮」がその呼称の移り変わりに見て取ることができるというのである。

また昇地(1969)は、「異常児」という語について次のように述べた。

ここで注意しなければならないことは、異常児という語であるが、元来、異常児という子どもは存在していないのである。身体に何等かの原因によって障害があったり、知能の遅滞の症状を現在示している子どもであって、やがて治療や教育によってよくなる可能性を持っているのである。いま異常を示している子どものことを、便宜上異常児と呼んでいるにすぎないのである。

(昇地三郎『異常児心理学』誠信書房、1969年、8-9 頁)

教育実践上の「望ましからぬ行動」を理解する際には、その時代の「基準」に則って、その行動

や特性を理解することが求められる。しかしその「規準」が、児童・生徒の実態に即したものであるのか、彼らの成長に資するものであるのか、そしてその「規準」によって児童・生徒の人物像の一部をそぎ落としているのかもしれないという、恐れと痛みを感じることができるのか、教育者たちは常に自らの「理解の仕方」を省察し、児童・生徒理解につとめることが肝要であると考える。

今後の課題としては、「異常児(童)」から変化した多様な呼称や、明治期において「児童欠陥」というタームで、教育実践上の「望ましらぬ行動」ととらえようとしていたことが判明している。それらの点について、検証することを通して、さらなる生徒指導における児童・生徒理解の変遷過程の一端を明らかにすることを目指したい。

【引用・参考文献一覧】

戸崎 敬子・竹内 衛三（2004）「愛育研究所における「異常児保育」実践の検討Ⅰ－保育開始から週三日保育体制の確立へ－」『高知大学教育学部研究報告』第64号、21-33頁。

河合隆平・高橋智（2005）「戦前の恩賜財団愛育会愛育研究所『異常児保育室』と知的障害児保育の展開」『東京学芸大学紀要〔第1部門・教育科学〕』第56集、179-199頁。

河合隆平（2004）「戦前における愛育研究所『異常児保育室』の開設と障害児保育実践研究の検討－保育者・小溝キツの知的障害児保育実践を中心に－」『発達障害研究(日本発達障害学会)』第26巻1号、52-63頁。

河合隆平（2011）「総力戦体制下の恩賜財団愛育会と『異常児保育』－戦時下障害者問題への一視点」『日本共産党中央委員会理論政治誌』日本共産党中央委員会、220-231頁。

河合隆平（2010）「戦時下における小溝キツと『異常児保育』の世界－保育記録にみる障害児保育実践の誕生－」『幼児教育史研究』第5号、1-16頁。

溝上脩（1970）「異常児社会学体系化の一試み」『特殊教育学研究』第7巻第3号、39-46頁。

小野尚香・大久保賢一・稲本正法（2021）「脇田良吉による『教育上より見たる児童の分類』：『成績不良児』『低能児』『中間児』ならびに『異常児』『障害児教育史研究：史料と論究』第3号、7-28頁。

〈付記〉

本研究は、JSPS 科研費20K02522の助成を受けたものである。

（1）文部科学省（2023）『生徒指導提要（令和4年12月）』268頁。

（2）例えば、「〔三八〕教育職員免許法施行規則 昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号」には、「養護学校教諭免許状」の項目に次のような「異常児」の記述がある。

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基き、及びその規定を実施するため教育職員免許法施行規則（昭和二十四年文部省令第三十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（中略）

第七条 免許法第五条別表第一に規定する盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する専門科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の各号の一に掲げる専門科目について、それぞれ二単位（異常児教育については四単位）以上を修得するものとする。

- 一 盲学校教諭免許状の場合にあつては、盲教育、点字の理論及び実際、盲心理、視覚整理及び病理、盲教育実習
- 二 ろう学校教諭免許状の場合にあつては、ろう教育、言語指導の理論及び実際、ろう心理、聴覚音声生理及び病理、ろう教育実習
- 三 養護学校教諭免許状の場合にあつては、異常児教育、異常児心理、「異常児の病理、異常児の保健」、異常児教育実習

（現代日本教育制度史料編集委員会 代表石川松太郎（昭和59）『現代日本教育制度史料 5』東京法令出版株式会社、420-421頁）

（3）榊は、「どもあ氏著うーくえる氏独文訳第百二十二丁ヨリ百三十五丁ニ至ル一章ヲ抄録シテコゝニ之レヲ掲ゲントス（Jean Demoor, Die anomalen Kinder und ihre erziehlische Behandlung in Hans und Sehnle, Altenberg .1901）」（223頁）と記した。

（4）三木安正（1954）「異常児童」（下中弥三郎編『教育学事典』）平凡社、55頁。

明治期における『愛知教育会雑誌』／『大日本教育会愛知部会雑誌』／ 『愛知教育会雑誌』／『愛知教育雑誌』に見る 「教育病理」「教育病理学」記事の掲載傾向の特色 — 千葉県と宮城県との比較を通して —

菅 原 亮 芳

はじめに

筆者は、これまで、明治期を時期対象として千葉県教育会と、宮城県教育会がそれぞれ刊行した「教育会雑誌」と中央の教育総合雑誌「教育時論」に「教育病理」現象はどのように記事化されたかというテーマのもとにその記事傾向の特色と変化を歴史的・実証的に検討してきた。

このような作業の流れの上に、今回は 愛知教育会雑誌／大日本教育会愛知部会雑誌／愛知教育会雑誌／愛知教育雑誌に見る「教育病理」「教育病理学」記事の掲載傾向を検討してみたい。そして千葉県と宮城県のそれと比較してみたい。本稿の目的は、ここにある。

なぜ、愛知県なのか。愛知県教育会の機関誌は大都市圏にしては遅く1887年・明治20年に刊行されたからである。さらに「同士結合」雑誌として登場したこと、そして上部組織「大日本教育会」の名を冠した珍しい地方教育雑誌だからである（『愛知県教育史 第三巻』1973年、686頁より抜粋）。

先行研究には、管見の限りではあるが、『愛知県教育史 第三巻』（資料と読んでもよいが）と小熊伸一の解題「『愛知教育会雑誌』／『大日本教育会愛知部会雑誌』／『愛知教育会雑誌』／『愛知教育雑誌』／『愛知教育』」がある（教育ジャーナリズム史研究会1994、252-254頁）がある。

しかし、双方とも「教育病理」「教育病理学」という観点からの叙述はみられない。先にも触れたが（菅原2022b、23-32頁参照）地方教育会雑誌に現れた劣等児問題については、岡典子・中村満紀男（2014）の有益な研究がある。

また、ここで言う「教育病理」とは、いかなる分類かについては、前論文（菅原2022b）でもすでに言及したが下山寿子（2020、97頁）のそれである。

なお、本論文では現在使用されていない言語が含まれているが、「歴史的用語」として本文や図表でも使用したことをお断りしたい。

1. 愛知県教育会とその機関誌—先行研究を整理

（1）愛知県教育会

『愛知県教育史 第三巻』は「第二章第三節四—（四）教育会の設立と活動」（417-421頁）と「第三章第二節五—（四）教育会の設立と活動」（686-693頁）において明治期の「愛知教育会」の教育活動を叙述している。その記述を機関誌の動向と「教育病理」関係記事の観点から要約整理してみると以下ようになる。

『愛知県教育史 第三巻』は、

- （1）1881年・明治14年4月文部省の布達により県教育会が設立、
- （2）同年頃、郡区内にも教育会が設立、
- （3）1887年・明治20年3月に民間団体として「愛知教育会」が誕生、

- (4) 目的は県下教育の普及と改善、
- (5) 機関誌の発行と会員への配布（注筆者：創刊号明治20年5月28日発行（教育ジャーナリズム史研究会1992a、1頁））、
- (6) 教育会には「文学部（心理等）、理学部（物理等）、数学部（簿記等）、教育部（教育学 実地授業 学校管理法 教育史等）、実業部（農業商業手工等）」があったという。しかし、大日本教育会の支部になったが、部会が廃止になり1890年・明治23年には「愛知教育会」と先祖返りした（筆者注：第二次「愛知教育会雑誌」の発行日は1890年・明治23年1月31日となっている、教育ジャーナリズム史研究会1992b、1頁）。
- (7) 1891年・明治24年3月現在の会員数は1419名、
- (8) 1893年・明治26年、明治32年と改革改善を遂げながら、明治34年連合教育団体へと愛知教育会はなり、会長を知事とし、「一般行政系統」による教育会と統制され「官製的色彩を一層強めた」と評価された、
- と記している。
- この記述からもわかるように、「愛知教育会」は官製的教育会という性質を示していたといえよう。

(2) 機関誌

小熊伸一（教育ジャーナリズム史研究会1994、252-254頁）の研究によれば、『愛知教育会雑誌』（明治20年5月28日～明治21年12月25日、1-20号）、『大日本教育会愛知部会雑誌』（明治22年1月31日～12月25日、21-32号）、『愛知教育会雑誌』（明治23年1月31日～明治26年5月31日、33-73号）、『愛知教育雑誌』（明治26年6月30日～大正7年10月30日、74-371号）と変遷したという（教育ジャーナリズム史研究会1992b、1-6頁）。

そして1903年・明治36年1月20日、189号から機関誌の内容を大幅に改善を志向し、1904年・明治37年1月20日から「毎号当局者の指針」を掲載、投書欄も設けたという（教育ジャーナリズム史研究会1994、252-254頁より抜粋）。

このように官製的性格を誌面に全面に打ち出すようになるのは1904年・明治37年以降のことであることがわかる。連合教育団体としてスタートして4年後のことであった。

たしかに、以下の「A明治35年11月1日（187号）とB明治36年1月20日（189号）とC明治37年1月20日（201号）」の欄構成を比較してみると、小熊の指摘のように明治37年を境に誌面刷新が図られていたことがわかる。

表1 欄構成の変遷

欄	A 明治35年11月1日 (187号)	B 明治36年1月20日 (189号)	C 明治37年1月20日 (201号)
特別広告	○	○	
論説	○	○	
学術	○		
講義	○		
教授訓練	○		
統計	○	○	
彙聞	○	○	
教育会報	○	○	
叙任辞令	○	○	○

本号附録	○	○	
広告	○	○	○
中央公文	○	○	
地方公文	○	○	
世論一般		○	
雑録		○	
質疑応答		○	○
本誌改良に就いて			○
教育指鍼			○
討議			○
名家訪問録			○
通信			○
会報			○
投書			○
研学の枝折			○
国定教科書研究			○
詞獲			○
新刊紹介			○
言議紹介			○
彙聞雑録			○

(出典：教育ジャーナリズム史研究会1992a、181－182，194頁より作成)

2. 「教育病理」「教育病理学」に関する掲載記事の特質と変化

では、どのように記事傾向の特徴をみせるのか、そしてその変化はどうか、について検討しておきたい。

記事を一覧化したものが、表2と表3である。

この表2から判るように、明治の21年、1887年よりこの種の記事が登場するようになる。現段階では、73件発見している。表3を見ると、1895、96年・明治28、29を境として減少し、1907年・明治40年に記事数が多くなっている。

これまで研究対象としてきた雑誌「教育時論」、千葉県、宮城県、各県教育会雑誌の記事傾向と比較すると、先ず記事数が少ないこと、次には記事の掲載時期が2、3年遅れて掲載されるという特徴を見て取ることができる。そして明治後期になると記事数が増加するのはどのメディアにも見られる傾向である。

このことは就学率の増加に伴い「好ましからぬ学習環境」、顕在化したことを意味していよう。つまり知らんぷりが出来ない教育状況が生まれていたということである。

では、いかなる点においてであったのだろうか。

表4が、記事を範疇化した結果である。

この表から明らかなように、「貧民教育」「就学・不就学」が圧倒的であり、次いで「衛生である」と指摘できる。

そして明治後期には「劣等生」を記事化する。これまで研究対象としてきた雑誌「教育時論」、千葉県、宮城県、各県教育会雑誌の記事傾向と比較するとカテゴリー数が少なく「貧民教育」「就学・不就学」に集中している。

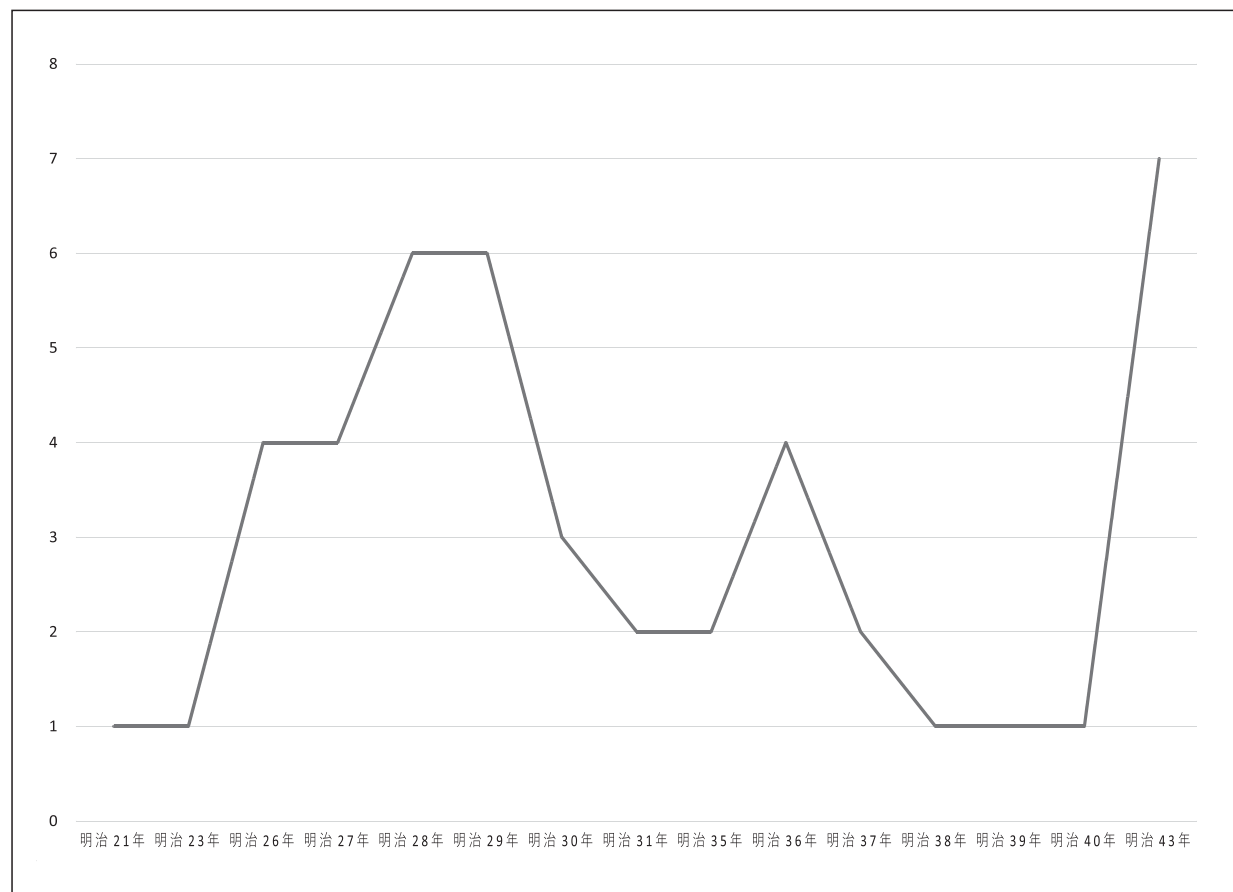
「衛生」はどのメディアにも共通化しているが、「盲啞」の記事が少ない傾向にある。

表2 明治期の『愛知教育会雑誌・大日本教育会愛知支部会雑誌・愛知教育会雑誌・愛知教育雑誌』
に見る「教育病理」関係記事一覧（未定稿）

愛知教育会雑誌						
No.	号数	記事名	欄名	著者	発行年月日	備考
1	14	教室ノ衛生	寄書	小川新作	1887（明治21）年6月30日	「教育関係雑誌目次集成第IV期・国家と教育編 第13巻」、7頁
2	34	貧書生給費規則	彙聞		1890（明治23）年2月28日	同上、27頁
3	71	悪少年の最良教育法	彙聞		1893（明治26）年2月29日	同上、64頁
4	73	児童の挙動	彙聞		1893（明治26）年5月31日	同上、66頁
5	74	学校ノ衛生	論説	清水醇史	1893（明治26）年6月30日	同上、67頁
6	77	学校ノ衛生	論説	清水醇史	1893（明治26）年9月30日	同上、70頁
7	81	学校衛生上教科書に就き注目すべき事項	彙聞		1894（明治27）年1月31日	同上、74頁
8	85	貧民学校	彙聞		1894（明治27）年5月31日	同上、78頁
9	88	大阪市に於ける貧民教場の設立	彙聞		1894（明治27）年8月31日	同上、81頁
10	90	学生の養生法	彙聞		1894（明治27）年10月31日	同上、83頁
11	99	学校衛生ニ関スル注意	彙聞		1895（明治28）年7月1日	同上、92頁
12	100	小学児童の喫煙に就て	論説	伊東洋二郎	1895（明治28）年8月1日	同上、93頁
13	102	教育と犯罪との関係	論説	伊東洋二郎	1895（明治28）年10月1日	同上、95頁
14	102	不就学女児の多数なる原因	彙聞		1895（明治28）年10月1日	同上、95頁
15	103	児童観察ま一斑	彙聞		1895（明治28）年11月1日	同上、96頁
16	105	児童研究組合ノ趣旨	彙聞		1895（明治28）年1月15日	同上、98頁
17	108	不就学女児の多数なる原因	彙聞		1896（明治29）年4月1日	同上、101頁
18	110	児童心理の観察法	論説	伊東洋二郎	1896（明治29）年6月1日	同上、103頁
19	111	貧民児童を教育する方法	彙聞		1896（明治29）年6月1日	同上、103頁
20	113	日本人不健康ノ原因ヲ論ズ	論説	晩翠生	1896（明治29）年9月1日	同上、106頁
21	114	貧民教育論	彙聞	晩翠生	1896（明治29）年10月1日	同上、107頁
22	116	貧民教育論	彙聞	晩翠生	1896（明治29）年12月1日	同上、109頁
23	117	衛生学に就て所感を述ふ	教育与論		1897（明治30）年1月1日	同上、110頁
24	118	貧民教育論(承前)	論説	晩翠生	1897（明治30）年2月1日	同上、111頁
25	127	教育界に於ける一種の弊を論ず	教育与論		1897（明治30）年11月1日	同上、120頁
26	135	児童風儀の取締	雑録		1898（明治31）年7月1日	同上、128頁
27	137	盲啞学校卒業生ノ演説	雑録	中根豊三郎	1898（明治31）年9月1日	同上、130頁
28	181	生徒衛生上ノ注意	雑録	木楽居士	1902（明治35）年5月1日	同上、174頁
29	186	学校衛生上実践に対する応答	衛生	医学博士 三島通良	1902（明治35）年10月1日	同上、179頁
30	194	貧児教育ニ就テ	雑録		1903（明治36）年6月20日	同上、187頁
31	195	小学児童眼病救済手段	彙聞		1903（明治36）年7月20日	同上、188頁
32	196	学齡児童就学取調書	統計		1903（明治36）年8月20日	同上、189頁
33	196	学齡児童就学猶予及免除取調書	統計		1903（明治36）年8月20日	同上、189頁
34	207	操行査定の良法を問ふ	討議		1904（明治37）年7月20日	同上、199頁
35	221	操行査定に就て	教育の 実 際 的 方 面	中村鉄太郎君	1904（明治37）年11月20日	同上、211頁
36	222	感化教育		（留岡幸助君）	1905（明治38）年10月20日	同上、212頁
37	225	貧民教育に就いて		浅井松峯君	1906（明治39）年1月20日	同上、214頁
38	254	児童個性調査に関する私見	教授訓練	碧海 長谷部栄太郎	1907（明治40）年7月20日	同上、235頁
39	273	劣等児童に深く同情を寄せよ	教授訓練	大島蘇東	1910（明治43）年3月20日	同上、251頁
40	記念 号	盲啞学校	本県教育 の概況		1910（明治43）年5月3日	同上、252頁
41	277	病院学校新築	雑報		1910（明治43）年9月20日	同上、256頁
40	277	盲啞学校の校舎新築	雑報		1910（明治43）年9月20日	同上、256頁
41	278	劣等なる児童の教育		西鴨 藤原舜	1910（明治43）年10月20日	同上、257頁
42	278	本県の学校衛生			1910（明治43）年10月20日	同上、257頁
43	296	本県小学吃音児童に関する調査	本県教育		1912（明治43）年5月20日	同上、275頁

出典 ここに数値化した記事は、教育ジャーナリズム研究会編著『教育関係雑誌目次集成第IV巻 国家と教育編』（1992年～1994年、日本図書センター、全28巻）「第13・14巻」所収『愛知教育会雑誌』（明治20年5月28日～明治21年12月25日、1～20号）、『大日本教育会愛知支部会雑誌』（明治22年1月31日～12月25日、21～32号）、『愛知教育会雑誌』（明治23年1月31日～明治26年5月31日、33～73号）、『愛知教育雑誌』（明治26年6月30日～大正7年10月30日、74～371号）の目次から「教育病理」「教育病理学」関係記事を抽出したものである。出版社は日本図書センター、発行年は1992～94年である。また、記事の中で2つの主題、例えば「〇〇と××に関する・・・」の場合の記事に関しては複数選択したこととお断りしたい。尚、ここに掲載した言葉は当時使用された言語「歴史的用語として」を使用したこととお断りしたい。

表 3 当該雑誌「教育時論」関係記事の推移（明治21年～明治43年）



出典：このグラフは、教育ジャーナリズム研究会編著『教育関係雑誌目次集成第Ⅳ巻 国家と教育編』（1992年～1994年、日本図書センター、全28巻）「第13・14巻」所収『愛知教育会雑誌』（明治20年5月28日～明治21年12月25日、1～20号）、『大日本教育会愛知部会雑誌』（明治22年1月31日～12月25日、21～32号）、『愛知教育会雑誌』（明治23年1月31日～明治26年5月31日、33～73号）、『愛知教育雑誌』（明治26年6月30日～大正7年10月30日、74～371号）の目次から「教育病理」「教育病理学」関係記事を抽出したものである。出版社は日本図書センター、発行年は1992～94年である。また、記事の中で2つの主題、例えば「〇〇と××に関する・・・」の場合の記事に関しては複数選択したことをお断りしたい。尚、ここに掲載した言葉は当時使用された言語「歴史的用語として」を使用したことをお断りしたい。

表 4 明治期の愛知教育会雑誌・大日本教育会愛知支部会雑誌・愛知教育会雑誌・愛知教育雑誌に見る「教育病理」関係記事のカテゴリ一覧 (未定稿)

	衛生	貧民教育	悪少年	養生	喫煙	犯罪	就学・不就学	児童研究	弊害	盲啞	操行	感化教育	劣等生	病院学校	吃音	合計
明治21	1															1
明治22																記載なし
明治23		1														1
明治24																記載なし
明治25																記載なし
明治26	2		1													3
明治27	1	2		1												4
明治28	1				1	1	1	2								6
明治29		3		1			1	1								6
明治30	1	2							1							3
明治31								1		1						2
明治32																記載なし
明治33																記載なし
明治34																記載なし
明治35	2															2
明治36		1					2	1								4
明治37											2					2
明治38												1				1
明治39			1													1
明治40								1								1
明治41																記載なし
明治42																記載なし
明治43	1			1						1			2		1	7
明治44																記載なし
明治45																記載なし
合計	8	10	1	3	1	1	4	6	1	1	2	1	2	1	1	

出典：このグラフは、教育ジャーナリズム研究会編著『教育関係雑誌目次集成第IV巻 国家と教育編』（1992年～1994年、日本図書センター、全28巻）「第13・14巻」所収『愛知教育会雑誌』（明治20年5月28日～明治21年12月25日、1-20号）、『大日本教育会愛知支部会雑誌』（明治22年1月31日～12月25日、21-32号）、『愛知教育会雑誌』（明治23年1月31日～明治26年5月31日、33-73号）、『愛知教育雑誌』（明治26年6月30日～大正7年10月30日、74-371号）の目次から「教育病理」「教育病理学」関係記事を抽出したものである。出版社は日本図書センター、発行年は1992～94年である。また、記事の中で2つの主題、例えば「〇〇と××に関する・・・」の場合の記事に関しては複数選択したことをお断りしたい。尚、ここに掲載した言葉は当時使用された言語「歴史的用語として」を使用したことをお断りしたい。

おわりに

以上のように検討してみると、「衛生」「貧困」に集中して記事化していること、明治後期に「劣等生」の記事が多くなる、この対象県が少ないのは従来の研究と共通しているが、しかし、愛知県は力点を置いて政策化していた「盲啞」の記事や「感化教育」にする記事の割合は低いとみる必要があろう。その理由は他日に期したいが、上から Pull する政策が主流で学ぶ者の側に視点を置いた教育政策に若干希薄だったからではないかと推察する。

【引用・参考文献・URL 一覧】

- 愛知県教育委員会編・発（1973）『愛知県教育史 第三巻』
- 教育ジャーナリズム史研究会編（1994）『教育関係雑誌目次集成 第IV期国家と教育編 第28巻』日本図書センター
- 教育ジャーナリズム史研究会編（1992a）『教育関係雑誌目次集成 第IV期国家と教育編 第13巻』日本図書センター
- 教育ジャーナリズム史研究会編（1992b）『教育関係雑誌目次集成 第IV期国家と教育編 第14巻』日本図書センター
- 下山寿子（2020）「明治後期における『教育病理』概念の移入と普及に関する基礎的研究」児童教育学会『児童研究 VOL.99』97-99頁
- 下山寿子 菅原亮芳(2022a)「明治期の教育雑誌『教育時論』が提供した padagogische pathologie の記事傾向の特質とそ
の変化について」『検証・教育実習-教職課程年報-』高崎商科大学、80-87頁
- 菅原亮芳（2022b）「明治期の『千葉教育会雑誌』・『千葉教育雑誌』に見る「教育病理」「教育病理学」記事の所載傾向
とその変化」『高崎商科大学紀要』第37巻、23-32頁
- 下山寿子（2022b）「明治中期の雑誌『大日本教育会雑誌』にあらわれた「教育病理」情報の基本的性格に関する史的研
究」『高崎商科大学紀要』第37巻、11-22頁
- 梶山雅史編著（2007）『近代日本教育会史研究』学術出版会
- 岡典子 中村満紀男（2014）「大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処」障害科学研究
= Japanese journal of disability sciences / 障害科学学会編集委員会 編 38 15-32, 2014、https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10485454_po_ART0010308445.pdf?contentNo=1&alternativeNo= 2022年9月22日アクセス 最終検索確認日
- 下山寿子（2017）『近代日本における「教育病理学」の移入過程と心理・教育・精神医学ジャーナリズム』（平成25～28年
度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））（一般）研究成果報告書）
- 岡田英己子（1993）『ドイツ治療教育学の歴史研究－治療教育学理論の狭義化と補助教育学の体系化－』、勁草書房
- 中村満紀男（2018）『日本障害児教育史』明石書店（とりわけ「文献」は圧巻である。存分に活用させていただいた。
感謝する。）
- 平田勝政（1990）「戦前日本の『精神薄弱』関係資料目録（1）－教育雑誌を中心として－」『長崎大学教育学部教育科学
研究報告』39, 107-131頁 <https://nagasaki-u.repo.nii.ac.jp/records/8036> 2023年9月29日アクセス 最終検索確認日
- 中央の雑誌からの記事の収集には私たちの研究を導いてくれる重要な研究である。感謝する。しかし、教育病理という
観点からの研究ではなく、私たちの視点とは異なる。
- 玉村公仁彦（2021）『京都「特別学級」成立史研究 史料と論究』大空社出版
- 阪本美江（2022）『「劣等児」「特別学級」の思想と実践』大空社出版
- 石井智也（2022）『戦前の東京市の初等教育「特別な教育的配慮・対応の研究」』風間書房

（謝辞）

高崎商科大学図書館の司書・高橋美樹子には大変お世話になった。特筆して感謝する。

〈付記〉

本研究は JSPS 科研費20K02522の助成を受けたものである。

学校現場の教師の仕事の一つとしての 授業設計を見極めるとはということか

島 村 勇 輝

はじめに

本稿は、「学校現場の教師のしごとのひとつとしての授業設計を見極めるとはということか」というテーマのもとに、教科書『スタディスキルズ教育実習』（実教出版）を資料とし、文献学的方法で、授業設計を見極めるとはということかを明らかにすることを目的とする。また、模擬授業合宿を踏まえて修正した学習指導案、ワークシート等を資料とし、自らの授業実践について省察することを目的とする。

1. 授業設計を見極めるとは

授業設計を行うためには、様々な準備が必要である。鋒山泰弘の「15 授業計画をどうデザインするか？」という一文によると、「児童生徒の探究がスムーズに振興して深まっていくためには、どのような順番で学習課題や学習対象を構成していくのかを検討することによって、複数の指導計画が考えられるのです」。(後藤、2022、66頁)と書いてある。

このように、生徒の学びをよりよいものにしていくためには、同じ単元であっても複数の指導計画を考え、授業を受ける生徒に合ったものを使うことが大切とわかる。

また、学習指導案を作成する際の注意点として、鋒山は以下のように記している。

「学習指導案を作成するにあたっては、常に実際に授業をする児童生徒の特徴が具体的に想定されていることが必要です。例えば、発問の内容によって、その学級では誰がどのような反応をするかといった予想をもとに教師の対応を書くことが求められます」(後藤、2022、69頁)

このように、学習指導案はただ授業で取り扱う単元、流れを書くだけではよくない。生徒を常日頃観察し、どのような生徒がいるのか、何に興味をもっているのかなど、受け持つ生徒の特徴を具体的に想定することが大切である。また、これに対する発問や内容を変え、指導案に記すことが大切とわかる。

これらのことから、授業を機械的に作っていくのではなく、授業ひとつ一つを、生徒の特徴を具体的に想定し、様々な視点で授業設計を行うことが授業設計を見極めるということであると考えられる。

2. 模擬授業合宿を踏まえた授業実践について

i) 何ができたのか

模擬授業合宿を踏まえた授業実践で、生徒は初めて学習する単元であることを念頭において授業設計を行うことができた。また、指導計画通り時間配分を行うことができた。

ii) 何ができなかったのか

模擬授業合宿を踏まえた授業実践で、わかりやすい授業設計をすることを意識しすぎ、1つの単

元に時間をかけすぎてしまった。また、板書になれておらず、うまく板書を行うことができなかった。さらに、細かい説明等が抜けてしまっていたため、注意が必要である。

iii) 何が課題となるか

模擬授業合宿を行い、細かい説明が抜けている部分が目立っていたため、ひとつ一つ丁寧に行うことが課題である。また、生徒の興味を惹くパフォーマンスを向上させることが課題である。

iv) 教育実習に向けての抱負

教育実習では、教育者としての責任を持ち、現場の先生方から生徒との接し方や授業設計、教員としての立ち振る舞いを学びたいと考えている。また、後悔がないよう有意義な実習にしたい。

おわりに

本稿を通して、常に生徒を一番に考えた授業設計が大切であると学ぶことができた。また、模擬授業合宿等で行った授業の省察をすることで、改めて自分に何が足りていないのか、何を更に伸ばすべきなのかを明確にすることができた。

教育実習に行く際には、事前指導で得た知識を最大限発揮できるよう努力したい。

引用文献

・後藤さゆり他編著（2022）『スタディスキルズ教育実習』実教出版株式会社

模擬授業合宿を振り返って

長谷川 凜

1. 事前指導として「学校現場の教師のしごとのひとつとしての授業設計を見極めるとはどうか」について、教科書『スタディスキルズ教育実習』（実教出版）、「Work15」、2022年、66～69頁」を素材として論じていきたい。

まず、授業設計について教科書（後藤2022、66～69頁）に学び、要約引用しつつ述べていきたい。

教師が生徒に授業を行うにあたって、授業の進み方や学習指導の計画つまり、「授業設計」を行う必要がある。その中で、いかに担当したクラスの生徒に適した指導計画を立てることができるか、教師側の工夫、構想が重要となると考える。

教科書（後藤2022、66～67頁）におけるコンテンツ「複数の指導案を作成し、児童生徒に適したものをを使う」を見ていくと、「①教科書に沿って作成した指導計画」、「②教科書以外の文献などを見て作成した指導計画」それぞれの作成例が挙げられているが、①では教科書に沿って丁寧にテーマと問いが記されており、②では①に比べてわかりやすく、簡潔に述べていることが読み取れる。

そこから双方ともに異なったメリット、デメリットが存在していることが分かり、以上のように「複数の計画を作成することで、生徒の指導においても複数の選択を行うことが可能」であると理解できる。

以上のことから、授業を設計するにあたって、同じ単元であったとしても計画は1つのみに絞らず、複数作成し、生徒に適した計画はどれか、どのような指導方法が生徒に適しているか等について模索し続けることが重要であると考え、それが「授業設計」を見極めるといふことなのではないかと筆者は考える。

2. 模擬授業合宿を踏まえて修正した「学習指導案」「ワークシート」等を資料として添付し、自らの授業実践について省察する。

- i) 何ができたのか

声を張って、生徒が聞き取りやすいスピードで授業を行うことができた。

- ii) 何ができなかったのか

教材研究、自身の「原価計算」に対する知識が足りていなかったため、自信をもって授業を行うことができなかった。

この授業を通して最終的に教師は生徒に何を伝えなかったのかという点において、明確に示すことができなかった。

- iii) 何が課題となるか

模造紙や板書、ワークシートにおいて、誤字・脱字、書き順の誤りが多かったことが課題として挙げられる。また、工業簿記の知識が欠けていることから、問題集に対する取り組みの姿勢の改善が強く求められる点であると考ええる。

- iv) 教育実習に向けての抱負

模擬授業では台本に頼りきりになってしまった部分が多々あったため、教育実習では臨機応変に自信をもって生徒に対応できるよう行動していきたい。

（引用文献）

・教科書「後藤さゆりほか10名（2022）『スタディスキルズ教育実習』（実教出版）「Work15」、66～69頁」

模擬授業合宿を振り返って

林 龍 耶

はじめに

本稿は、「事前指導として、『学校現場の教師のしごとのひとつとしての授業設計を見極めるとはどうか』について、教科書後藤さゆり他編著『スタディスキルズ教育実習』（実教出版、2022年）の「『Work15「指導計画をどうデザインするか?」』を素材に、「模擬授業合宿を踏まえて修正した「学習指導案」「ワークシート」等をも資料として添付し、自らの授業実践について省察したい。

1. 事前指導として、『学校現場の教師のしごとのひとつとしての授業設計を見極めるとはどうか』である。

授業設計を見極めるという点について、私は、教科書「スタディスキルズ教育実習」（実教出版）の「Work15」から読み取ったのは、まず、66頁の「複数の指導計画を作成し、児童生徒に適したものをを使う」という叙述は大事であると読み取った。教科書66頁で述べられている、「同じ単元であっても指導計画は1つとは限りません。児童生徒の探究がスムーズに進行して深まっていくためには、どのような順番で学習課題や学習対象を構成していくのかを検討することによって、複数の指導計画が考えられるのです。」というくだりは、私は読んでいてなるほどなど感得した。自分たちがこうすれば生徒が理解できるだろうと考え、指導計画を作成したとしても。実際に生徒たちがそれで理解しやすいかどうかは別問題である。教科書に沿って作成した指導計画が生徒にとってわかりやすい場合もあれば、教科書以外の文献を利用して作成した指導計画の方がわかりやすいという場合も両方ありうる。私は、学校現場で授業設計を見極めるということは、指導する現場によって、適した指導計画を立てられるように選択することが大切であると、教科書（66-69頁）を読んで考えた。

2. 授業実践で何ができたのか

私が模擬授業合宿でできたと考えていることは、資料の用意と、授業を時間内に終わらせることができたという点の2つだけである。単元は精算表を取り扱い、あらかじめ模造紙に書いて用意したり、ワークシートの問題を自分で考えたりして、資料の用意をすることはできた。授業事態も時間を超過することなく計画通りに進めることができたと思う。

3. 何ができなかったか

理解しやすい授業を行うことはできなかったと考える。自分の中ではこうやればきっと理解できるだろうと考えた上で授業を計画したのだが、指導してくださった先生方には、わかる人はすぐく進められるけど、つまづく人は置いていかれるといったような意見を複数いただいた。これは、1回目も2回目も両方同じことを言われたので、自分では考えて改善したつもりであっても、どうしても改善しきれていなかった問題である。

4. 何が課題となるか

私が課題になると考えているのは、「できない人の気持ちがわからない」と指摘された点である。私は簿記に関しては高校で学んだ際、苦勞することなく学び、難しくて授業内で理解ができなかった所があっても、できるようになるまで取り組んだ。そういった学習をしてきたため、授業を理解できなかった生徒が何故できないのか、どうしてやらないのかという根本的な理由を私が想定しきれていない可能性があると考ええる。教育実習に向けての抱負は、「できない人の気持ちを理解できるようになる」ことである。模擬授業を通してずっと指摘されたことは、自分の中で改善したつもりであっても、いまだにできていないようである。教育実習までの準備の期間で、できない人の気持ちはどういう状態なのかを理解できるように取り組んでいきたい。

模擬授業合宿を振り返って

森 開

はじめに

本稿は、「学校現場の教師のしごとのひとつとしての授業設計を見極めるとはどういうことか」と、「模擬授業合宿の振り返り」というテーマをもとに、後藤さゆり他編著（2022）『スタディスキルズ教育実習』（実教出版）、「Work15」と自らが作成した「学習指導案」、「ワークシート」等を素材として、文献的方法で考察していくことを目的とする。

1. 授業設計の見極め

指導計画のデザインについて、後藤は以下のように述べている。ここでは、要約しよう。

後藤は、指導計画のゴールを主体的な学びを生み出す指導計画を構想できることと定めている。それを達成するためには、複数の指導計画を作成し、児童生徒に適したものを使うこと、学習指導案を作成すること、計画通りに授業が進んでいるか確認することが大切であると記している（後藤2022、66-69頁より抜粋）。このことから授業設計の見極めとは生徒中心の設計を行うことを重きに考え、そこから複数の計画を作成し、自らで比べ、ブラッシュアップしていくことであるとする。

2. 自らの授業実践の省察

①何ができたか

時間配分はできていたと感じた。また、板書計画通りの板書を心がけ概ねできていたと考える。

②何ができなかったか

声が出ていなかったと指摘された。また、教科書しか教材研究をしなかったため、教科書以外から持ってきたことや、自分の言葉がすくなく、幅のない授業をしてしまったと考える。

③何が課題となるか

声は自分が思っている2倍ぐらい出した方がいいこと、スピードは、生徒は初めて触れる単元であることを理解し、寄り添う形のスピードを意識することが課題であるとする。また、教科書をベースにすることはいいが、そこからより生徒に伝わりやすくするために自分自身の言葉を使ってよりわかりやすい言葉を使い、教科書以外の教材研究を行い、寄り寄り授業にすることが課題であるとする。

④教育実習に向けての抱負

たった2週間しかないのでチャレンジはしていこうと考える。また、自分が緊張することはわかっているため、そこを今理解し、生徒も初めて見る先生で緊張するため打ち解けやすいように接することを心がけて行こうと考える。

おわりに

本授業で行ったことは、社会に出て人前でなにか発表する際にも活用でき、相手のための授業を作成したことは、社会に出るにあたりとても大切なことであり、それを学べたことは人として成長できたと感じた。これを存分に生かした教育実習をしていきたい。

引用文献

後藤さゆり他編著（2022）『スタディスキルズ教育実習』、実教出版、66～69頁

模擬授業合宿を振り返って

柳 谷 昂 虎

はじめに

「学校現場の教師の仕事の一つとしての授業設計を見極めるとはどういうことか」というテーマのもとに、後藤さゆり他編著（2022）『スタディスキルズ教育実習』（実教出版、66～69頁）の「Work15」を資料として、文献学的に検討し、指導計画のあり方について論じていく。

1. 使用する資料について

本稿で使用する「Work15」について紹介していく。本章では「指導計画をどうデザインする？」という問いのもと、「1. 複数の指導計画を作成し、児童生徒に適したものを使う」・「2. 学習指導案を作成する」・「3. 計画どおりに授業が進んでいるかを確認する」の三つの観点から「主体的な学びを生み出す指導計画を構想できる」（後藤2022、66-69頁より抜粋）としている。

2. 授業設計に必要なこと

筆者は、年末年始に行った教育実習を想定した模擬授業合宿や教科書を踏まえて授業設計に必要であると考えすることは2つある。それは「授業に用いる教材の研究をしっかりとすること」・「生徒を気に掛ける」の2つである。

授業設計をするにあたって必ず力を入れなければいけないことは、教材研究であると考え。教材研究の重要性は模擬授業合宿でとても実感した。自身が授業で取り扱う教材を把握していなければ説明の際に、自分ではわかっているつもりでも説明する際の自信のなさが生徒に伝わってしまう。また、取り扱う教材の内容がしっかりと把握していなければ生徒から質問等に対してしっかりとした返答ができなくなってしまう。

模擬授業合宿では、指導計画にそった授業が完璧に行うのではなく生徒をしっかりと観察し、流れに乗りすぎない授業が重要であると学んだ。模擬授業合宿では、教師は取り扱う教材について理解があるためスムーズに授業を進行させてしまうように感じた。しかし、生徒自身は初めての授業内容であるため、生徒の様子をうかがいながら授業を進めるべきである。

おわりに

授業計画をする際に忘れてはいけないことは、教師は授業を生徒に行い終わりではなく、生徒に教え理解してもらうことが目標だということである。そのためにも、教師自身が教材をしっかりと把握することが一番に重要であると考え。

模擬授業合宿を終えて・教育実習に向けて

下 田 尊 翔

1. 学校現場の教師のしごとのひとつとしての授業設計を見極めるとはということか。

筆者は、授業設計を見極めるということは、児童生徒の探究活動の種まきであると考えている。なぜならば、授業は児童生徒の探求の場であるからだ。また、1回の授業は児童生徒にとって人生で一度きりのものとなるため、児童生徒が主体的に取り組めるような授業をデザインしなければならない。このようにすることで、児童生徒が主体的に探求活動を円滑に行えるようになるからである。

では、どのようにしたら児童生徒にとって有意義な授業を設計することができるのだろうか。教科書『スタディスキルズ教育実習』（実教出版、2022年）を資料に検討してみる。

まずは、「単元」から理解する必要がある。単元とは「具体的には教科書の一つの章にあたる内容」¹⁾ (66頁) というように記されている。しかし、ただ単に単元に沿って授業をしてはならない。教科書に記されている単元が、「なぜ○章として記されているのか」というように前後の「系統性」を理解し教科書を教えるのではなく、教科書で教える必要がある。このようにすることで、児童生徒の興味・関心を惹きつけることに繋がり、児童生徒の探求活動に繋げることができるからである。さらに、指導計画を考案する中で教科書を使用するとともに他の文献等も活用して、教材研究を行うことは欠かせない。その理由は、教科書だけでは説明しきれないこと（もの）を他の文献等を活用することで、児童生徒にイメージ付けや印象付けを行うことができ、理解・習得に繋がれるからである。

次に、指導計画を考案したら、学習指導案を作成するステップに移行する。ここでは、指導計画に基づいて、「評価基準」「授業の流れ」「板書計画」等を表記する。このようにすることで、授業の円滑化、評価の円滑化を図ることができるようになるからである。そして、授業後にはどこまで学習指導案の通りに進めることができたか等の、振り返りの材料とすることで、「PDCA サイクル」を構築することができ、次の授業をより良いものにすることが可能になると考える。

このように、授業設計をするということは、教師が児童生徒のことを考え、スムーズな探求の場を構築するため欠かせないものであるというように考えられる。

2. 模擬授業合宿を踏まえて

①何ができたか

当模擬授業合宿を通して、筆者は自身の教えた内容についての、教授行為はパフォーマンス面として、ご好評であった。そのため、授業自体が行えるのだということが筆者の気づきを得られた場であった。

②何ができなかったか

授業を行う中で、筆者自身の教材研究の圧倒的な少なさを実感した。なぜならば、授業中に話している時に、迷ってしまったり、つかえてしまったりしたからである。つまり、スムーズな授業が展開できなかったということである。

③何が課題となるか

先述したように、教材研究の少なさが教授行為を行うときの自身喪失につながっていたことが明らかになった。そのため、授業を行うにあたり、一に準備、二に準備、三、四も準備、五も準備というように、徹底的に準備を行い自信を持って、授業を行えるようにしたい。

④教育実習に向けての抱負

模擬授業合宿を終えて、不安な一面が浮き彫りとなった。そのため、課題としたことを心に刻み、生徒にとって有意義な授業を展開できるように、教材研究から、準備から徹底的に行いたい。

模擬授業合宿を振り返って

竹 内 雅 樹

1. 何ができたのか

私が模擬授業合宿を振り返って、できたことは、1時間の授業をやりきったことである。模擬授業合宿の前に行った、商業科教育法の授業では、時間配分が上手くいかなかった。そのため、模擬授業合宿では反省をいかし、1時間で考えていた範囲を収めることができた。また、模擬授業合宿中の2回目の授業では、1回目で指摘されていた数字のずれを意識してそろえることができた。

2. 何ができなかったのか

できなかったことは、教材研究が不足していたことである。実際に授業を行ってみると、専門用語への理解不足や知識不足、計算過程の知識不足など、様々なことがわかり、教材研究ができていなかった。また、できない生徒を中心とした授業ができなかった。私の授業は無意識のうちに、一定以上の簿記の知識があり、できる人に向けた授業になっているというご指摘をいただいた。他にも細かくあるが、私が特にできなかったと考えているのは上記の2つである。

3. 何が課題となるか

私が一番の課題として捉えているのは「できない生徒に向けた授業を行う」ということである。生徒が一生に一回しか受けない授業の中で、誰も置いていかない授業を行えるかが私の一番の課題であると考え。そのためには、できなかったことでも挙げた教材研究を行い、指導案を何度も練り直すことが必要だと考える。

4. 教育実習に向けての抱負

模擬授業合宿を通して、実際に授業を行う難しさを痛感した。しかし、背負いすぎるのではなく、実際の教育現場で授業をさせてもらえる機会をしっかりとかみしめ、実りある2週間の教育実習にしたい。

「授業研究会（模擬授業合宿）に参加して」

遠藤 真美

はじめに

今年度も授業研究会（模擬授業合宿）に参加させていただき、感謝申し上げます。これから教育実習に向かう学生さんの授業を拝見し、気づいた点を以下にまとめてみました。参考になれば幸いです。

1. 学習指導案について

Aさんの学習指導案は、計画に一貫性がみられない部分が多々ある。本単元の授業指導計画では、3 伝票すべての起票を1 時間（本時）で終わらせる計画になっているが、授業の展開過程では入金伝票の起票しか終わっていない。何度か模擬授業をしていく中で、指導案は修正していく必要がある。当初立てた計画から、授業をしてみて変わった点は部分的に直すとともに、全体との相互性も見直すことをお勧めする。

今回の単元である「伝票」は、起票・集計・転記までも含めると、計画されている2 時間で終わることは難しいだろう。授業時間に制限があるため、何時間でも使って良いわけではない。しかし、この単元の授業が全て終わったときに生徒に見つけさせたいものが、しっかりと身につけられるように、計画を立ててみると良い。

2. 教材研究とワークシートの作り方について

ワークシートは、伝票も大きく掲載されており、生徒が記入しやすいようになっている。その他にも、教科書や問題集に掲載の無い証ひょうもあり、授業の導入としては生徒を惹きつけやすいようになっている点は、とても良い。

しかし、生徒に1 番理解してほしいところが、ほとんどワークシートになく口頭での説明で終わってしまい、ワークシートを主体に学習をしようとしている生徒の流れを止めてしまっている。例えば、パワーポイントで動きをつけて、流れを視覚的に分かりやすくしたり、書画カメラなどで授業者の手元がそのまま見れるようにするなど、ワークシートだけに頼りすぎない教材研究をしてみると、さらに良い授業になると考える。

3. 話法等指導技術について

Aさんの授業は、テンポ良く進み、生徒が比較的飽きにくいようになっていた。声も大きく、ハキハキと話しができていたため聞き取りやすい。また、ほとんど原稿を頼りにせず、生徒のほうを見ながら授業が出来ているため、しっかりと教材研究をした成果が伺える。

その中で、伝票の起票をする際に、黒板に伝票を貼り付けて説明をしていた。おそらく、模擬授業で何回も授業をすることを考え、再利用が出来る形にした結果、このような方法で授業をすることになったと思う。しかし、模擬授業でも指摘があったとおり、実際には40人の生徒が黒板を見ると、後ろの生徒はほとんど見えないだろう。作表などの際には、どこに何を記入して欲しいのかを分かりやすくするために、書画カメラを使う先生が多い。ICTは上手く活用すれば、教材研究の量

を減らしたうえで、生徒に分かりやすく情報を提示できる利点がある。是非、作表には ICT を活用した授業展開も考えておいて欲しい。

4. 評価の仕方について

評価については、ワークシートの記入が主な手段となっている。しかし、3 伝票制についての説明が口頭だけで、ワークシートへの記入場所がないため、どのように評価するのか不明だ。さらに、A さんのワークシートでは主体的に学習に取り組む態度を見取るには、不足な部分が多い。主体的に学習に取り組む態度は、1 時間の中で簡単には見とれない。主体的に学習に取り組む態度は、生徒に何かの課題を課し、その課題を解決するためにどれだけ真剣に学習に取り組み、考えの変化を受入れる姿勢などをもって評価することが多い。そのためには、1 ～ 2 時間の授業時間を要することとなる。1 時間の授業の中の数分で見取ることは、とても難しい。

もし、主体的に学習に取り組む態度を見るための授業を考えているのであれば、そのための教材研究を入念に行ったうえで、評価してほしい。

おわりに

A さんの授業は、先にも述べたように、進みのテンポがとても良いです。落ち着いて授業ができていて、話す言葉も自分の言葉で話せているように思います。

一方で、今回の授業を拝見し率直に思ったことは「簿記の授業？」です。マーケティングや総合実践の授業を受けているような気分になり、もちろん、他の科目との関係も大事なので、全てがダメということではありません。しかし、伝票というよりかは、証ひょうの授業であり、少し簿記の内容からは外れているように思いました。自分がやりたい授業をすることも大切ですが、学習指導要領と評価規準に則ったうえで、授業を展開してみてください。違う单元でも、その点についてはブレないようにしてください。

教育実習での授業は、模擬授業とは異なることが多いです。生徒の人数も多く、授業が思っていたように進まなかったり、用意していた教材では生徒が理解できなかったりといったイレギュラーなこともあるかもしれません。そのようなときに、落ち着いてしっかりと対応するためには、何よりも教材研究が不可欠です。ぜひ、教育実習までに沢山の単元の教材研究をして、さらに自信をつけて臨んで欲しいと思います。あくまでも、自分らしさを忘れずに頑張ってきてください。応援しています。

「授業研究会（模擬授業合宿）に参加して」

遠藤 真美

はじめに

今年度も授業研究会（模擬授業合宿）に参加させていただき、感謝申し上げます。これから教育実習に向かう学生さんの授業を拝見し、気づいた点を以下にまとめてみました。参考になれば幸いです。

1. 学習指導案について

新過程となり「指導と評価の一体化」がもとめられるようになった。指導案の中で、どの観点をどのように評価するのかを明記するようになり、それに基づいた教材の準備も必要になっている。Aさんの指導案では、単元の評価規準と本時の評価規準のズレが大きく、本時の授業で評価したものが単元の評価に繋がっていない部分があった。今回は、1時間でこの単元を終わらせる指導案になっているため、そこの評価規準にズレが出てしまうと、単元の目標を達成できなくなってしまう。

この1時間の授業の中で、授業者が何を1番生徒に身につけて欲しいのか、生徒の活動のどこを評価したいのかを明確にして指導案を作成すると、そのズレもなくなってくると思う。「単元の評価規準」「本時の評価基準」「授業の展開過程での評価と観点の方法」に授業者（評価者）の一貫性を持たせて作成すると、より良くなると考える。

2. 教材研究とワークシートの作り方について

授業を拝見し、原稿などをほとんど読まずに授業をしている点から、しっかりと教材研究をし、自分の中で授業をする言葉が用意できていると感じた。固定資産は、教育実習に行った際に、授業をすることが多い単元でもあり、全商1級・2級・日商簿記になるにつれて、減価償却などの複雑な要素が増えてくる単元でもある。3級での固定資産は、その基礎知識を学ぶ単元でもあるため、先を見据えて教材研究すると良い。

ワークシートは、教科書の内容を中心に作成されていた。今の教科書は、カラーでイラストも多く、文字だけでは理解しにくい生徒にもイメージがしやすいようになっている。しかし、ワークシートでは文字だけになってしまっており、教科書の良い点がなくなっている。簿記は生徒の日常に近いこともあれば、全く関係のないこともある。少しでも生徒に日常にないことでもイメージをしやすいように、ワークシートを工夫してみると良い。また、仕訳の問題が少なく感じる。少し簿記に苦手意識がある生徒は、1回や2回、一緒に仕訳を解いても理解できていないことが多い。そのため、問題集などにある問題をワークシートに挿入して、もう少し演習ができる時間をつくってあげると良い。

3. 話法等指導技術について

Aさんの授業は、生徒を指名して、発言させながら進められていた。今回は、同じ学生が生徒役として答えていたため、つまづくことなくスムーズに進んだ。しかし、実際は簿記が苦手な生徒もいるため、その生徒を指名したときの対応はしっかりと考えておいたほうが良い。今回の模擬授業

でも、少しズレた答えをした生徒役の学生に対して「それはちょっと違うんだよ、じゃあ、〇〇さん」と、特にフォローすることなく次の生徒に流していた。間違った答えを言ってしまった生徒へのフォローは思っている以上に大切である。特に教育実習生のように、生徒と接している時間が極端に短い場合、その生徒が嫌な思いをしないような声かけをして、次へ進めないと、生徒が授業に参加しなくなってしまうこともある。そのため、簿記が苦手な生徒のフォローのことも考えておくことをお勧めする。

4. 評価の仕方について

Aさんの授業では、ワークシートへの記入をもって知識・技術、主体的に学習に取り組む態度を評価することになっていた。しかし、ワークシートの提出もなく、机間巡視もほとんど行わなかったため、実際にそれを評価できるかは疑問だ。また、実際の授業では40人ほど生徒がおり、机間巡視をしたとしても、全員を評価することは尚難しい。そのため、ワークシートを提出させるなど、他の方法で評価をしたほうが良いと感じる。

さらに、今回はリフレクションシートも実施している。リフレクションシートは生徒にとっても自分の現状を把握できるため、実施することは良いと考える。しかし、リフレクションシートで振り返れる活動を生徒にさせているかと問われれば、Aさんの授業はその点は甘かったように感じる。生徒が一人で仕訳をしている時間や互いに教え合う時間がほとんど無かった。それでは、リフレクションシートにある項目を生徒が評価しようとした時、評価しにくくなってしまう。せっかくの振り返りが、勿体なくなならないように授業の中で評価できる活動を用意することをお勧めする。

おわりに

授業を拝見して、全体的に落ち着いてできていたと感じます。授業者が自信なさげに授業をしていると、生徒も不安になってしまいます。自分のしてきた教材研究を信じて、自信をもって教育実習でも授業をしてきてください。

また、模擬授業合宿でも申し上げたとおり、簿記が苦手な生徒にも目も向けてあげてください。Aさんの授業は、できる生徒のための授業でした。この単元は、1年生で学ぶもので、まだ簿記に対して全員の生徒が慣れているわけではありません。簿記が苦手な生徒を少しでも救いながら、できる生徒には別に活躍場所を設けて、それぞれの生徒が授業に参加できるように展開を組み立ててもらえればと思います。授業者である自分ができていても、生徒はそうではありません。こちらが思ってもいないところで、つまずきます。自分にとって授業を進めやすい生徒とだけ授業をするのではなく、是非、全体に目を向けてみてください。

先生や先輩方から頂いたアドバイスを誠実に受け止め、今の授業よりも少しでも良い授業にして教育実習に臨んでください。応援しています。

視覚を活かした授業

笠井 昭宏

1. 教材研究

教材研究は十分であると見て取れた。授業はワークシートを用いた展開となっていた。ワークシートを使用する場合はその構成が重要となる。Aさんのワークシートは、まず裏書譲渡の意味を確認し、次に教科書の例題を解き、2頁目に練習問題が載っている構成となっていた。最後に確認テストを解くことで生徒が1時間に解く問題数も適切であった。また、仕訳を理解するために有用な教科書の「取引の図解」を板書し、手形を実際に動かしながら解説するなどよく練られていた。

2. 指導技術

本時の学習内容である手形の裏書譲渡とは、手形の裏面に必要事項を記載し、手形債権を譲渡することである。この内容を生徒が理解しやすいように、どのように伝えるかが重要である。Aさんは教科書を読みマーカーを引いた後、さらにワークシートを活用しての説明があり理解しやすかった。また手形のサンプルを見せる、仕訳の視点を表す「目」を板書するなど工夫がなされていた。これらの教授行為によって生徒がどこに着目すればよいかが明確になっていた。

3. 単元と過去の学習との関連性

この単元では特殊な手形取引の意味、流れを理解させ仕訳を習得させることがねらいである。具体的には、裏書譲渡、割引、書き換え、不渡り、営業外受取手形・支払手形がある。いずれも以前学んだ手形の取引で学習した手形債権・手形債務の発生・消滅の関係を理解した上での学習となる。

4. 実習に行くまでにやっておいてほしいこと

板書計画とワークシートの作成を念入りにしておくといいでしょう。今回も幾度か板書計画とワークシートを作り直したと思います。教壇実習の時も、板書計画やワークシートを含め指導案を指導教諭の先生に見ていただいて再考することになります。教壇実習は次から次へとやってきて待ってはくれません。対応できるよう参考書等も数冊読み万全の準備をしておいてください。

5. その他

今回のAさんの授業は流れる良い授業でした。2点アドバイスがあります。1点目は、裏書譲渡の仕訳では、裏書きが手形債権の譲渡を目的としてなされることを説明すると生徒はより理解しやすくなると思います。2点目は、今日の授業ではここだけは必ず覚えてほしい部分は、色チョークを使用する、黒板を軽く叩く、声に強弱をつけたりするとさらに良い授業となる。

優しい授業

笠井 昭宏

1. 教材研究

厳しいことを言うかも知れませんが、教材研究はもう少し時間をかけて行なってください。本時のねらいは精算表とは何かを理解し、どのように作成するのかを学習するとなっている。Aさんのワークシートは、練習問題1、2の精算表の残高試算表の欄が貸借対照表になってしまっていた。これは精算表を初めて学ぶ生徒は混乱してしまう可能性が高い。また、穴埋め問題も記号や数字を振った方がわかりやすいでしょう。ワークシートを中心とした授業展開をするときには構成が重要となる。一度作成したら完成とするのではなく、自分でも解いてみるなど見直しが必要である。

2. 指導技術

授業全体としては、板書した後教壇の前に戻り説明をするため、板書と説明をするときのメリハリがありとても良かった。また、表を板書するとき定規を使用しているので、直線が曲がっておらず見やすかった。指導案V(6)授業の展開過程－展開2部分では、教科書に載っている精算表の手順を追ってマーカーを引かせながら説明をしていた。生徒は精算表を初めて作成するので、言葉のみの説明ではなく精算表を板書して実際に金額を書き写しながら手順を説明することをお勧めします。

3. 単元と過去の学習との関連性

この単元では精算表の役割を明らかにして、その作成方法を習熟させる。前章で学んだ試算表もだが、これまで学んでいた日常の記帳ではなく一定期間終了時点での学習である。試算表、精算表は決算の予備手続きのため、この単元のみではなくこの後学習する決算でも必要となる。また8桁精算表を今後学ぶので、6桁精算表の作成方法を習得させる必要がある。

4. 実習に行くまでにやっておいてほしいこと

やはり教材研究です。一度作成した板書計画とワークシートが最良であるとは限りません。作成したものを教職の学生さんにアドバイスをもらおうと良いでしょう。自分では気が付かなかった部分を指摘してもらい、より良い板書計画とワークシートとしてください。教壇実習の時は、指導案(板書計画やワークシート含む)を指導教諭の先生に見ていただいて再考することになるので、対応できるように今から万全の準備をしておいてください。

5. その他

アドバイスとしては、Aさんは簿記に関する知識が豊かであると思います。菅原先生のお言葉をお借りすれば「優しさが必要」です。知識があるからこそこの表現でわかるかなど、初めて学習する人の立場で、指導案・板書計画やワークシートを作成してください。

「会計処理」には「人間ドラマ」がある

桑 原 良 典（高崎商科大学附属高等学校教諭）

はじめに

本稿は、眼前に教育実習を控え、期待と不安の中にいるであろう後輩への応援歌として位置付けたい。加え、現職教員の筆者が、生徒との対話や授業実践の中から学んだことを整理し、後輩たちがより充実した教育実習を迎えられるよう教科・科目の学習内容を教員の立場から再構築することを目的とする。

1. 教材研究

私は、Aさんの簿記「手形取引の記帳」の授業を拝見した。教材研究として立場によって会計処理が異なること、それぞれに取引銀行が取引の橋渡しをしていること、手形の有用性について押さえておきたい。

2. 指導技術

指導するうえで注意したいことは、仕訳に用いる勘定科目が仕訳の文章に出てこないことだ。それまでの取引では商品や買掛金など、比較的そのまま文章に出ている。しかしこの手形に関しては約束手形や為替手形など、手形の種類で表記されている。私たちはその手形の種類を把握し、手形を受け取った側なのか、振り出した側なのかを理解して、会計処理することが求められる。指導では、仕訳の文章の「受け取った」もしくは「振り出した」という文章を特に注視させ、それぞれの立場によって、勘定科目が違うことを明確にする。

3. 単元と過去の学習との関連

債権・債務では2つ目に学習する単元である。債権・債務の全体的なイメージを構築するためにも「債権・債務とは何か」、「債権と債務の関係性」などに注目し、指導したい。

4. 実習に行く前にやっておいてほしいこと

授業を拝見した限りでは、会計処理や帳簿記入の手続きは理解しているように感じた。しかし教科書の内容はそれだけではなく、「なぜ」その手続きが必要なのか、それをしないとどのようなことが現場で起こってしまうのかなど行間を読むことが必要となる。実習前に教科書の行間が読めるように頑張ってもらいたい。

5. その他

その他気になった点としては、もう少しはっきりを発音し、大きな声を意識すると生徒も聞きやすい授業になるのではないかと感じた。

おわりに

平成30年告示の学習指導要領において「生きる力」を「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という3つに整理された。つまり単に会計処理や帳簿記入を教える検定重視の指導は避け、なぜその処理が必要なのか、その処理をしなければどんな問題が起こるのかをよりリアリティを持って指導する必要がある。会計処理の裏には「人間ドラマ」があると考えながら教材研究に励んでほしい。

原価計算は「計算いのち」

桑 原 良 典（高崎商科大学附属高等学校教諭）

はじめに

本稿は、眼前に教育実習を控え、期待と不安の中にいるであろう後輩への応援歌として位置付けたい。加え、現職教員の筆者が、生徒との対話や授業実践の中から学んだことを整理し、後輩たちがより充実した教育実習を迎えられるよう教科・科目の学習内容を教員の立場から再構築することを目的とする。

1. 教材研究

私は、Aさんの原価計算「材料の記帳」の授業を拝見した。教科書の内容はしっかりと理解しており、行間も読めている。ただし、原価計算の独特な会計処理の説明が不十分のように感じた。原価計算は、その科目の特性から、技術的側面が非常に強い科目である。問題集や全商協会の過去問題を利用し、どのように帳簿の作成がなされているのかを整理する必要がある。

2. 指導技術

原価計算の目標は、平成30告示学習指導要領にも示されているとおり、「原価情報の提供と活用に必要な資質・能力」の育成である。よって各数値の整理の仕方や原価概念の意味を重点的に指導する。具体的な方法としては、スライドやICT機器の活用が有効である。教科書等のどこの数値が原価計算表のどこに位置づいているのかを明確にすることができる。加え、印象付けることもできる。

3. 単元と過去の学習との関連

過去の学習では「材料」という形でまとめて会計処理していたが、企業実態に即して会計処理するために「素材」や「買入部品」などで具体的に会計処理するようになる。材料費の幅の広さを注目させたい。

4. 実習に行く前にやっておいてほしいこと

原価計算の問題集や検定過去問題集を十分に解いておくことと授業の際、生徒に集中して指導することが可能になる。

5. その他

授業全体として非常に丁寧な印象がある。しかし、丁寧にやりすぎるあまり見落としがあった。授業全体の流れにも丁寧さを加えるとより良い授業になる。

おわりに

原価計算は原価の計算がメインの指導項目であると私は考えている。理由としては、一つ目には科目としても「原価情報の提供と活用に必要な資質・能力」の育成を目標として掲げていること。二つ目には原価計算基準に5つの目的（財務諸表の作成、価格計算、原価管理、予算編成ならびに予算統制、経営の基本計画の設定）が示されていることである。この5つの目的はいずれも原価が計算できなければ意味をなさない。原価計算の技術を取得させ、原価の概念を定着させることが重要である。

広い視点、深い視点での教材研究から授業に活かす

夏 目 智 明（群馬県立下仁田高等学校）

はじめに

筆者は教職課程のOBとして、2023年度授業研究会（模擬授業合宿）に参加させていただいた。本稿では、Aさんの商業科「マーケティング」の授業について、第1に教材研究の視点から、第2に学習評価の視点の2点から講評したい。

1. 教材研究

Aさんの授業の単元はIntroduction及び第1章マーケティングの概要であった。この単元は、初めてマーケティングを学ぶ生徒にマーケティングに興味・関心を惹きつけ、これから1年間勉強していくという心構えを作る最も重要な部分にあたる。そのため、生徒の身近にあるものが「マーケティング」と密接に関わっていると教科書では示されている。しかし、教科書では比較的簡単な言葉かつ抽象的な表現であり、具体的な表現ではない。生徒の興味・関心を惹きつけるためには、身近な例を具体的に説明し、マーケティングの学びを「自分事」として捉える必要があるだろう。このような授業の実現には「教材研究」が必要だろう。マーケティングの教材研究は、筆者は2通りのパターンがあると考えます。

1つ目は「広く」見る事。新発売の商品や消費者が興味をもつトレンド（流行）は日々変化する。学習指導要領の言葉を借りるならば、「唯一絶対の答えがないことの多い経済社会」であり、日々の変化を捉えていくには、インターネット、特にSNSの話題や動画サイト（YouTube）に掲載されている報道番組の特集コーナー等を活用すると授業の幅が広がるだろう。2つ目は「深く」見る事。ここでの「深く」とは、マーケティングの概念や考え方を正確に捉えることである。マーケティング研究者（コトラー氏やポーター氏等）の書籍を読むことや専門用語をきちんと調べ、理解することが大切である。

上記2つの教材研究の視点を持ち、バランスよく教材研究を行い、授業づくりをすると良いと筆者は考える。

2. 学習評価

本時の授業では、主に「思考・判断・表現」と「主体的に学習に取り組む態度」の2つを中心に評価できると筆者は考える。生徒の振り返り活動（リフレクションシートやフォーム入力等）から教員（授業者）が行う学習状況評価へ生かすには、発問が大切になるだろう。「授業でわかったこと・わからなかったこと」という抽象的な問いかけではなく、本時の授業を例にするならば、「授業で学習した『消費者のニーズ』から消費者が求める商品とは何か、具体的な商品（自分が欲しいもの）を取り上げて考えてください」という具体的な問いの方が生徒は答えやすいと筆者は考える。

おわりに

Aさんの授業を「教材研究」と「学習評価」の2つの視点から講評させていただいた。マーケティングの授業は、生徒の身近にあるものを取り上げることが筆者は勧めたい。本稿では教授方法について触れなかったが、スライド資料や動画などICT教材の活用し、教材研究で見つけたもの、深めたものを授業に取り上げてほしい。

最後に、教材研究→授業づくり→授業→評価を一連のものとして捉え、学習指導要領の科目の目標が達成する授業をしてほしい。

〈例示：主要な学習指導案〉

高校教科商業科・科目「簿記」（第24章 特殊な手形の取引 1. 手形の裏書譲渡）

島 村 勇 輝

I 単元名

簿記 第5編 第24章 「特殊な手形の取引」

II 学習指導要領（含む「解説」）・授業で使用する教材・教具、ICT 機器と参考文献等

- ・文部科学省（2019）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 商業編 平成30年7月』実教出版、89-95頁
- ・教科書：安藤英義ほか（2019）『新簿記 新訂版』（7実教/商業338）実教出版、214～215頁
- ・問題集：実教出版編修部編著「最新段階式簿記検定問題集 全商3級」（実教出版）
- ・国立教育政策研究所教育課程研究センター（2021a年12月）『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 専門教科』東洋館出版社 製本版
- ・国立教育政策研究所教育課程研究センター（2021b年12月）『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 専門教科 商業』東洋館出版社 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_shougyou.pdf 2024年1月2日アクセス 最終検索確認日
- ・小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm 2024年1月2日アクセス 最終検索確認日
- ・小林忠資・鈴木玲子編（2018）『アクティブラーニングの活用』医学書院

II 指導クラスの実相

男子18名、女子22名からなるクラス。本クラスは比較的賑やかであるが、積極的に発言する生徒は少ない。本クラスは日商3級合格を目指しているが、簿記の学習に対する学習意欲にばらつきがある。グループ学習等を取り入れるなどして、積極的に課題に取り組む姿勢を身に付けさせたい。本単元は、生徒達は「第13章 手形の取引」まで学習済みである。今回は、特殊な取引である裏書譲渡の学習である。生徒は初見であるので、その意味をきちんと理解させる必要がある。

III 本単元の授業指導目標と評価規準

（1）授業指導目標

- ①「裏書譲渡」の意味を理解する。
- ②「裏書譲渡」の流れを理解する。
- ③「手形の裏書譲渡」の仕訳を習得する。

（2）本単元の授業評価規準

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
「特殊な手形の取引」について、理論と実務と関連づけて理解するとともに、関連する技術を身に付ける。	「特殊な手形の取引」の記帳法の妥当性と実務における課題を見出し、科学的な根拠に基づいて課題に対応すること。	「特殊な手形の取引」について自ら学び、適正な会計帳簿の作成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

（出典：文部科学省「指導要録改善通知」2021/文部科学省、2019、94頁、文部科学省、2021a/2021b、国立教育政策研究所2021商業より作成）

Ⅳ 本単元の授業指導計画（構成）：本時の指導と評価の計画（全 3 時間）

1 時間目 …… 1. 手形の裏書譲渡（本時）

2 時間目 …… 2. 手形の割引、3. 手形の書き換え

3 時間目 …… 4. 手形の不渡り、5. 営業外受取手形・営業外支払手形

時間	ねらい・学習活動	重点	記録	備考（評価規準・評価方法）
第 1 次 （1 時間） 本時	・裏書譲渡の意味、流れを理解し、手形の裏書譲渡の仕訳を習得する。	知 技	○	裏書譲渡について理解し、仕訳の記帳を行えているか（観察・ワークシート）
第 2 次 （1 時間）	・手形の割引の意味、流れを理解し、手形の割引の仕訳を習得する。 ・手形の書き換えの意味、流れを理解し、基本的な仕訳を習得する。	知 技		手形の割引、書き換えについて理解し、仕訳の記帳が行えているか（観察・ワークシート）
第 3 次 （1 時間）	・手形の不渡りの意味、流れを理解し、基本的な仕訳を習得する。 ・営業外での手形取引を理解し、基本的な仕訳を習得する。	知 技		手形の不渡り、営業外手形について理解し、仕訳の記帳が行えているか（観察・ワークシート）

（出典：国立教育政策研究所教育課程研究センター（2021年 8 月）『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 専門教科 商業』東洋館出版社 <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html> 2024年 1 月 2 日アクセス 最終検索確認日、58-62頁）

Ⅴ 本時の授業指導計画

（1）本時の位置付け

この単元は、特殊な手形の取引の中でも、「1. 手形の裏書譲渡」を取り扱うものとする。「第13章 手形の取引」の展開的な内容を習得する。習得のために、生徒は主体的に練習問題を行い、思考し、適切に判断し、表現できるようにすることを目的とする。

（2）本時の授業指導目標

- ①裏書譲渡の意味を理解する。
- ②手形の裏書譲渡の流れを理解する。
- ③手形の裏書譲渡の仕訳を習得する。

（3）本時の評価規準

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
手形の裏書譲渡について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。	手形の裏書譲渡に関する記帳の妥当性と実務における課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。	手形の裏書譲渡取引を自ら学び、適正な仕訳、会計帳簿の作成に主体的かつ協同的に取り組む態度を身に付けている。

（出典：文部科学省「指導要録改善通知」2024/文部科学省、2019、94頁、文部科学省、2021a/2021b より作成）

（4）授業で準備するもの

教科書、筆記用具、電卓、ワークシート、リフレクションシート

(5) 学習形態と生徒同士の対話

一斉学習と問題を解く場合、周辺の生徒と共同で作業を行うことを許可する（ペア学習）。

(6) 授業の展開過程

	学習内容と活動	支援・指導上の注意点	評価の観点と方法
導入 (5分)	○挨拶。教科書、問題集、電卓、筆記用具等の有無の確認。 ○前回授業の確認・復習。 ○本時のねらい、学習内容の確認。 ○ワークシートに本時のねらいを記入する。	○教室全体を見渡し、生徒の表情や行動の様子を確認する。 ○教具に不備がある生徒に対して、個別に対応する。 ○手形の意味とその記帳法を理解しているか確認する。 ○ワークシートの配布。 ○本時のねらい、学習内容を告知する。 ○ワークシートに本時のねらいを記入するように指示する。	【行動の観察】 【主体的に学習に取り組む態度】 ○授業を受ける適切な準備ができているか。 【知識・技術】 ○手形の意味 ○仕訳の方法 【主体的に学習に取り組む態度】
展開 (35～40分)	○教科書214頁「1 手形の裏書譲渡とは」を読む。 ○教科書にマーカーで線を引く。 ○ワークシートの穴埋めをする。 ○改めて手形の裏書、裏書譲渡の確認をする。 ○教科書215頁「例▷1」（ワークシートに記載）を一緒に解きながら、手形の裏書譲渡に関する仕訳を理解する。 ○用意したワークシートの「練習問題」に各自取り組む。	○教科書214頁を開かせ、生徒を指名し、「1 手形の裏書譲渡とは」を読ませる。 ○生徒全員に読んでいる部分と一緒に見るように伝える。 ○重要な部分にマーカーで線を引かせる。 ○ワークシートの穴埋めを行うように指示する。 ○具体例を挙げ、手形の裏書、裏書譲渡の説明をする。 ○例1を生徒にわかりやすいように図式化し、一緒に問題を解く。 ○黒板を見ながらワークシートを解くように指示する。 ○仕訳と同時に転記を行うように指示する。 ○例1を解かせながら、「手形の裏書譲渡」の仕訳を理解させる。 ○問題を解かせ、「手形の裏書譲渡」の理解を深めさせる。 ○わからないところは周りと相談して解いてもよいと伝える。（盛り上がりすぎないように指導を行う） ○問題を解かせている間に机間指導を行う。	【主体的に学習に取り組む態度】 ○教科書を開き、読んでいる部分を目で追っているか。 【思考・判断・表現】 ○重要な点を理解し、適切なマークができているか。 【主体的に学習に取り組む態度】 【知識・技術】 ○基本仕訳を理解したか。 【知識・技術】 ○基本仕訳の仕方を理解し、習得したか。 【知識・技術】 【主体的に学習に取り組む態度】

	○ワークシートの答え合わせを行う。 ○間違えたところは修正する。	○仕訳と同時に転記を行うように指示する。 ○ワークシートの問題の答え合わせをしながら、適宜質問を受け付ける。 ○時間がある場合、生徒を指名し、解答を発表させる。 ○多くの人が間違えた個所については、再度確認する。	【態度】 【行動観察】 ○手形の裏書譲渡の仕訳ができていないか。 ○主体的にワークシートの問題に取り組んでいるか。 【行動の記述】 【知識・技術】
まとめ (10分)	○「手形の裏書譲渡」をまとめる。 ○確認テストを行う。 ○振り返りシートの記入。 ○次回の学習を予告をする。	○本時の学習内容をまとめさせる。 ○本時の確認テストを各自行うよう指示する（相談はなし）。 ○確認テストの回収を行う。 ○別紙の振り返りシートを記入させ、回収する。 ○次回行う授業内容の説明を簡単に伝える。	【主体的に学習に取り組む態度】 【知識・技術】

(7) 観点別学習状況の評価

評価	B	A	C
状況	おおむね満足できる	十分満足できる	努力を要する
知識・技術	確認テストの問題を、おおむね正確に身に付けている。	確認テストの問題を、十分正確に身に付けている。	確認テストの問題を、正確に身に付けるには努力を要する。 【手立て】 確認テストの解説を行う。
思考・判断・表現	手形の裏書譲渡の記帳法をおおむね実務を踏まえた根拠を示して対応している。	手形の裏書譲渡の記帳法を十分実務を踏まえた根拠を示して対応している。	手形の裏書譲渡の記帳法を実務を踏まえた根拠を示して対応するには努力を要する。 【手立て】 手形の裏書譲渡の記帳法の実務における課題を確認させる。
主体的に学習に取り組む態度	手形の裏書譲渡及び手形の裏書譲渡の記帳法に興味・関心を持ち、おおむね主体的に取り組む態度が見られる。	手形の裏書譲渡及び手形の裏書譲渡の記帳法に興味・関心を持ち、十分主体的に取り組む態度が見られる。	手形の裏書譲渡及び手形の裏書譲渡の記帳法に興味・関心を持ち、主体的に取り組む態度が見られない。 【手立て】 リフレクションシートを用いて、授業や練習問題に取り組めるよう支援する。

(国立教育政策研究所2021a/2021b より作成)

(8) 生徒の授業に対する感想 (reflection sheet)

リフレクションシートを作成し、記入させる。(別紙参照)

高校教科商業科・科目「簿記」(伝票の利用)

下 田 尊 翔

I 単元名

第4編 第22章「伝票の利用」

II 学習指導要領(含む「解説」)・授業で使用する教材・教具、ICT機器と参考文献等

- ・文部科学省(2019)『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 商業編 平成30年7月』実教出版、89-95頁
- ・教科書：安藤英義ほか(2019)『新簿記 新訂版』(7実教/商業338)実教出版、188-199頁
- ・問題集：実教出版編修部編著「最新段階式簿記検定問題集 全商3級改訂版」(実教出版、92-93頁)
- ・問題集：『最新段階式 日商簿記検定問題集 日商3級 四訂版』2019と『最新段階式 日商簿記検定問題集 日商2級 商業簿記 三訂版』2017、共に実教出版
- ・国立教育政策研究所教育課程研究センター(2021年12月)『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 専門教科』東洋館出版社 製本版
- ・国立教育政策研究所教育課程研究センター(2021年12月)『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 専門教科 商業』東洋館出版社 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_shougyou.pdf 2022年9月21日アクセス 最終検索確認日
- ・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm 2021年6月28日アクセス 最終検索確認日
- ・小林忠資・鈴木玲子編(2018)『アクティブラーニングの活用』医学書院

II 指導クラスの実相

男子18名、女子21名からなるクラスである。検定取得に向けてクラス一丸となって勉学に励んでいると見て取れる。クラス全員の学習意欲が低下しないようへの配慮が必要である。また、伝票の利用については、証ひょうが身近なものに例えやすいため、証ひょうを通して興味・関心を持っていただく。

III 本単元の授業指導目標と評価規準

(1) 授業指導目標

- ①「伝票」の意味を理解する。
- ②「3伝票制」の記帳法を習得する。

(2) 本単元の授業評価規準

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
「伝票」の意味を理解し、「3伝票制」の記帳法を習得しているか。	「妥当性と実務における課題を見出し」、考えを深め、適正に判断し、「課題に対応」して表現できているか。	・積極的な授業参加と自主的な学習態度であるか。 ・他の生徒と共同して学習に取り組んでいるか。

(出典：文部科学省「指導要録改善通知」2021/文部科学省、2019、94頁、文部科学省、2021a/2021b、国立教育政策研究所2021商業)

Ⅳ 本単元の授業指導計画（構成）：本時の指導と評価の計画（全2時間）

1 時間目 …… 1. 証ひょうと伝票、2. 3 伝票制（1. 3 伝票制、2. 入金伝票の起票、3. 出金伝票の起票、4. 振替伝票の起票）（本時）

2 時間目 …… 2. 3 伝票制（5. 3 伝票の集計と総勘定元帳への転記）、基本問題、演習問題

時間	ねらい・学習活動	重点	記録	備考（評価規準・評価方法）
第1次 （1時間） （本時）	証ひょうと伝票に関する知識を理解し習得する。 3 伝票制について理解し、その起票の方法を習得する。	知態	○	証ひょうと伝票について理解しているか。（行動の観察・ワークシート）
第2次 （1時間）	伝票の集計と総勘定元帳について理解し、転記の方法について習得する。	知技	○	証ひょうの集計と総勘定元帳への転記について理解し、習得しているか。（行動の観察・練習問題）

（出典：国立教育政策研究所教育課程研究センター（2021年8月）『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 専門教科 商業』東洋館出版社 <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html> 2021年9月24日アクセス 最終検索確認日、58-62頁）

Ⅴ 本時の授業指導計画

（1）本時の位置付け

この単元は証ひょうと伝票、また、3 伝票制について取扱うものである。本時では、証ひょうにはどのような種類があるかという点や大切に保管しなければならない点をふまえて学習する。また、証ひょうを用いた起票の方法や3 伝票制を使用した伝票の集計並びに総勘定元帳への記帳方法について学習する。

（2）本時の授業指導目標

- ①証ひょうの種類と役割を理解する。
- ②証ひょうから3 伝票制を通して起票が行える。

（3）本時の評価規準

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
伝票の作成及び総勘定元帳・補助簿への転記を「理論と実務を関連づけて理解するとともに、関連する技術を身につける」。	伝票の作成及び総勘定元帳・補助簿への転記を「妥当性と実務における課題を見だし、科学的な根拠に基づいて課題に対応する」。	伝票の作成及び総勘定元帳・補助簿への転記を問題を通して「主体的かつ共同的に取り組み」、「適正な会計帳簿の作成」に取り組む。

（出典：文部科学省「指導要録改善通知」2021/文部科学省、2019、92頁、文部科学省、2021a/2021b）

（4）授業で準備するもの

教科書、筆記用具、電卓、ワークシート

（5）学習形態と生徒同士の対話

一斉指導、ペア学習

（6）授業の展開過程

	学習内容と活動	支援・指導上の注意点	評価の観点と方法
導入 （5分）	・挨拶をする。	・授業の始まりの挨拶 ・出欠の確認	【行動の観察】 ・きちんと挨拶ができている

	・本時の授業内容の確認をする。 ・本時のねらいの確認する。	・本時の授業内容の確認をさせる。 ・ワークシートの配布を行う。 ・本時では、証ひょうと伝票及び3伝票制について学習しましょう。 ・本時のねらいを板書する。 「板書計画1」	・か。 ・服装に乱れがないか。 ・授業の準備がされているか。 【知・技】 本時の授業のねらいを理解しているか。
展開1 (15分)	・証ひょうにはどのような種類があるかを理解する。 ・ワークシートの記入欄に記入する。 ・伝票の概念と起票を理解する。	・教科書188頁を読んで、証ひょうには何があるか、その種類についてワークシートを用いて理解させる。 ・ワークシートの記入欄に入る語句を板書する。 ・教科書188から189頁を読んで、伝票とはどのようなものかを理解させる。	【知・技】 ・証ひょうの種類を理解し、ワークシートの作成が行えている。 【知・技】 伝票の概念と起票を理解している。
展開2 (25分)	・3伝票制の概念を理解する。 ・入金伝票の概念と起票を理解する。 ・出金伝票の概念と起票を理解する。	・教科書189頁を読んで、3伝票制を理解させる。 特に、現金取引と振替取引に分けられることや、現金取引には、入金取引と出金取引があること、振替取引には現金の収支を伴わない取引であることについて念を入れて理解させる。 ・ワークシートの記入欄に入る語句を板書する。 ・教科書190頁8行目からを読み、入金伝票の概念を理解させる。 ・教科書190頁の例題を確認しながら、仕訳と起票を理解させる。 ・教科書191頁8行目からを読み、出金伝票の概念を理解させる。 ・教科書191頁の例題を確認しながら、仕訳と起票を理解させる。	【知・技】 3伝票制についてリカ氏、ワークシートの作成が行えている。
まとめ (5分)	・本時のまとめを確認する。	・本時のまとめを行う。 ・リフレクションシートの記入を促す。 ・次回の学習を予告する。	

(7) 観点別学習状況の評価

評価	B	A	C
状況	おおむね満足できる	十分満足できる	努力を要する
知識・技術	3伝票制について理論と実務とを関連付けて理解するとともに、関連する技術をおおむね身につけている。	3伝票制について理論と実務とを関連付けて理解するとともに、関連する技術を身につけている。	3伝票制について理論と実務とを関連付けて理解することができていない。 【手立て】 3伝票制についてワークシートを活用し理論と実務を関連を意識させる。

思考・判断・表現	3 伝票制の妥当性と実務における課題を考え、判断し、表現することがおおむねできている。	3 伝票制の妥当性と実務における課題を考え、判断し、根拠に基づいて表現することができている。	3 伝票制の妥当性と実務における課題を考え、判断し、表現することができない。 【手立て】 3 伝票制の妥当性と実務における課題を考察させる。
主体的に学習に取り組む態度	・授業内容について自ら学んでいる。 ・練習問題に取り組んでいる。	・授業内容について自ら積極的に学んでいる。 ・練習問題に積極的に取り組んでいる。	・授業内容について自ら学んでいない。 ・練習問題に取り組んでいない。 【手立て】 リフレクションシートを用いて、授業内容や練習問題に取り組めるように支援する。

(8) 生徒の授業に対する感想 (reflection sheet)

(別紙参照)

〈介護等体験の記録〉

1. 特別支援学校

特別支援学校の重要性

小 柏 衣 麻

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先 A 高等特別支援学校 日程 令和 5 年10月26日～令和 5 年10月27日

(2) 事前指導の内容

事前指導内容は、①学校概要、②介護等体験に向けての心構え、③諸連絡の 3 点である。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

仮説 1 生徒とのかかわり方

仮説 2 特別支援学校を理解する

仮説 3 心配りとは

(4) 心構えと諸注意

生徒と関わるうえでなれ合いにならないようにする。支援をもとめられたときのみ助成を行うように心掛けた。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

今回の体験を通して、特別支援学校では主に自立活動を行っており、将来一人でも生活ができるよう訓練を行っている場である。生徒に対する声かけは注意が通るように理解がしやすいようにするため簡単な言葉を使ったり、何度か同じことを繰り返したりする等の工夫がされていた。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

①交流

生徒から交流を図ってることが多かったが、「今何をしているの。」や「〇〇が好きなの。」等の簡単な質問を投げかけたりしてコミュニケーションを行っていた。しかし、クラスの全員とうまくかかわりを持つことができなかった点は反省をしたい。

②人間の尊重

生徒と関わる際、できることやできないことを勝手に決めるのではなく生徒が助けを求めた際に簡単な手助けを行うことができた。また、生徒が何らかの物事を達成した時、褒めることも重要だと感じた。

③社会的マナー

先生や生徒への言葉遣いや態度に気を付けた。

(7) 教職への活用

このような体験を通して、生徒に対する先生の指導方法や生徒とのかかわり方から、相手にわかりやすく伝える方法、コミュニケーションの取り方が活用できるのではないかと感じた。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

自分と違う人間とどのようにコミュニケーションをとったらうまく会話をするすることができるのかを考えることが重要だと感じた。2日間の体験では、生徒を完全に知ることはできないので少しでも会話をするのが重要なのではないかと考える。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説1 生徒とのかかわり方

本文「(6) 自己評価 ①交流」を仮説の立証とする。

仮説2 特別支援学校を理解する

本文「(5) 体験先で学んだこと」を仮説の立証とする。

仮説3 心配りとは

生徒に対し、わかりやすいように指示や注意をする点や、自立活動を行っている点から、特別支援学校そのものが心配りなのではないかと考えた。

(10) 今後の介護実践上の課題

介護実践上の課題は、生徒と親の関わりがどうであるのかについての研究が必要であると考えた。

利用者さんとのコミュニケーションを大切に

川 島 理 乃

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先はA高等特別支援学校、日程は令和5年10月26日、27日の2日間であった。

(2) 事前指導の内容

事前指導は現地に赴き、主に体験学校の紹介や体験の概要、当日の大まかな流れの確認等を行った。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

介護等体験に臨むにあたって、①特別支援学校ではどのように支援・指導が行われているか、②知的障害をもつ生徒とどのようにコミュニケーションをとるかという2つの点で仮説を立てた。

(4) 心構えと諸注意

体験を行う際は、知的障害を持つ生徒達と接することのできる貴重な体験であるため、積極的にコミュニケーションを取るように心掛けた。そこで、生徒達と必要以上に距離を縮めることが無いように、教師としての生徒との関わり方に注意する必要がある。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

今回の体験で私が受け持ったクラスは比較的軽度の知的障害が対象のクラスだった。クラスの生徒は一見知的障害を持っているように見えないが、一人ひとりが障がいによる悩みを抱えているという。そこで、教師は生徒の悩みに真摯に向き合い、心理的な面での支援をすることも大切であると気付いた。また、特別支援学校の教員は、生徒達の素直で真面目に仕事に取り組む姿勢を活かして、社会で可愛がられる人間になるよう支援し育てよう意識していると担当教員からご教示いただいた。このことから、教育は生徒の良いところを伸ばしつつ、将来生徒が自立して社会生活を営むことができるように支援や指導を行うことが重要であると学んだ。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

①交流

体験を始めるにあたって、担当教員が生徒との自己紹介と挨拶の時間を設けてくださったため、早い段階で生徒たちと打ち解けることができた。ただ、自分から話しかけるのが苦手な生徒に対してのコミュニケーションの取り方がわからず、初めは困惑した。そこで、目が合ったら笑いかけたり少しずつ声をかけ続けてみたところ、2日目には生徒側から声をかけてくれることも多くなった。うまくコミュニケーションがとれなくても、親しみを持って接すれば、生徒もコミュニケーションが取りやすくなるのかもしれないと感じた。

②人間の尊厳

特別支援学校での体験を通して、生徒達はとても素直で真面目な子が多いと気付いた。また、普段は落ち着きがあまりなく、集中がすぐに切れてしまうこともあるが、集中して作業をして

いるときの手つきはまるで職人のようだった。生徒達はそれぞれ出来ることと出来ないことが極端であるが、出来ることを突き詰めれば一般の学校に通う生徒以上に社会で活躍できる可能性を秘めていると感じた。そのため、障がいの有無は関係なく、こういった長所を十分に伸ばすことのできる環境を整えることが大切であると考えてる。

③社会的マナー

体験の際は、挨拶を明るく積極的に行うよう心掛けた。教室や廊下ですれ違う生徒が皆元気に挨拶をしてくれるため、それに鼓舞されるように元気に挨拶することができた。

(7) 教職への活用

相手の目を見て笑顔で話すという姿勢は、教師として生徒と会話をする際に生徒との信頼関係を築きやすくする。そのため、教職への活用として効果的であると考えてる。また、職員の方々のように、生徒のことをよく見てその小さな変化や、生徒ひとり一人に求められる指導を見極めることのできるように心がけることが教育の場でも重要であると考えてる。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

特別支援学校での体験は、教師の立場で生徒と関わるため、親しげに話しかけてくれる生徒に対しても適度な距離感を保つよう意識する必要がある。また、生徒の自主性を育むためにも、生徒のできないことに対しては必要以上に干渉しないことも大切である。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説① 特別支援学校ではどのように支援・指導が行われているか

特別支援学校では、教員は生徒に行動のヒントを与えて、生徒本人が自主的に行動することができるよう働きかけていた。そこで、生徒が自身で考えることのできるように声掛けをすることは教師として重要な役割であると言えるだろう。

仮説② 知的障害をもつ生徒とどのようにコミュニケーションをとるか

生徒とのコミュニケーションにおいて、話すのが好きな人もいるが苦手な人もいる。そこで、どのような生徒でも目を見て笑顔で接するとより話しやすくなると気付いた。その際、うまく言葉が出ない生徒に対しては、「ゆっくりで大丈夫だよ」と声をかけることが大切であると学んだ。

(10) 今後の特別支援実践上の課題

特別支援学校での体験を通して、生徒それぞれの障がいの実態について生徒と関わっているだけではわからないと気付いた。生徒の状況に合わせて適切な支援が行うことができるよう、障がいに対する理解や知識を深めることが今後の課題であるだろう。

生徒の個性を尊重した接し方を考える

下 田 尊 翔

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先はA、日程は2023年11月30日から12月1日の2日間である。

(2) 事前指導の内容

事前指導は、2週間前に施設にお尋ねし、体験内容の概要や施設案内をされた。「体験の概要」の内容は、体験内容、服装持ち物等についてであった。また、質問をさせていただき、実習中の履き物、動きやすい服装について伺った。その結果、実習中の履物は、「高校時使用していた体育館履き」、動きやすい服装は、「ジーパン等ではなくジャージ」であった。最後に、施設案内をしていただいた。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

仮説1 生徒たちと積極的にコミュニケーションをとる。

仮説2 生徒一人一人が抱える困難について理解し、適切な行動をとる。

仮説3 教師はどのような支援を通して生徒と関わっているのか学ぶ

(4) 心構えと諸注意

心構えは、生徒ひとり一人が抱える困難は、十人十色である。そのため、その生徒に合わせた接し方を心構えとした。

諸注意としては、生徒ひとり一人に合わせた接し方が、本当に配慮されているという先入観にとらわれず、常に客観的に自分の行動を振り返ることを意識した。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

パンフレット資料（若葉高等支援学校より配布物）によれば、「学校教育目標」として、「恵まれた自然環境の中で、生徒一人一人の能力や特性を考慮し、社会自立並びに社会参加を目指して、心身ともにたくましく健全な人間を育成する」と記してある。実際に午後の体験内容では、腐葉土づくりの一環として落ち葉拾いを生徒と行った。その際に、生徒が主体となって、「本日の目標と役割分担」を行い、作業後には「報告会」を行っていた。この一連の作業を通して、教師は積極的な助言をするのではなく、生徒の目標が実践できるように作業の補助を行っていた。そして、この体験を通して筆者は、生徒の尊厳や意思を尊重していくことの大切さについて学んだ。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

実習中に生徒が筆者の筆記用具を、取り去ってしまい返してくれないことがあった。この際に、どのようにしたら返してくれるのか、その筆記用具が筆者にとって大切なものということについて説明をした。その結果返してくれた。この際に、感情面からアプローチして返してもらうのではなく、生徒の意思も尊重しつつ、筆者の考えを示せたことが、筆者にとって人間的な成長を感じられた場面であった。

(7) 教職への活用

教員になった際には、生徒が何か問題を起こしうる可能性が考えられる。この時に、なぜその言動を取ってしまったのか、という意味を聞きながら対処していきたいと考える。このようにすることで、感情的に抑えられる苦痛よりも、「次にどのように言動したら良いのか」という考え方へ繋げられると考えるからである。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

実習では、児童・生徒ひとり一人抱える困難は、それぞれである。そのため、コミュニケーションを取る時の距離感がうまく掴めない方や、感情表現が苦手な方等いる。この非日常に感じる中で、怖気付くこともあると思うが、学びの姿勢は忘れず積極的にコミュニケーションをとってほしい。このようにすることが、児童・生徒からの信頼やお話ししたいというきっかけになると考えるからである。この机上とは異なる、実地でしか学べないことを有意義に感じてほしい。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説1 生徒たちと積極的にコミュニケーションをとる。

→休み時間や、午後の作業学習、マラソン大会練習がコミュニケーションを取れる機会であった。

休み時間では、はあとほ一（体育館）でバドミントンやボール投げを行った。午後の作業学習では、生徒からどのようにすればいいのか指示をいただいた。マラソン大会練習では、応援の声をかけてもらったり、筆者から積極的に応援の声をかけたりできた。

仮説2 生徒一人一人が抱える困難について理解し、適切な行動をとる。

→休み時間に生徒とお話をする中で、その生徒が何を言いたいのか、何を表現しようとしているのかを考え、適切に行動できた。

仮説3 教師はどのような支援を通して生徒と関わっているのか学ぶ

→実際に担任を持つ先生に質問をして、意見をいただけた。その時に、できる方とできない方が同じ教室にいる。もちろんできない方に合わせるができる方も飽きない授業作りをすることが大切であるという話をいただいた。このことを通して、生徒の特性に合わせた関わり方、授業展開が重要であることを学んだ。

(10) 今後の介護実践上の課題

筆者が体験をしたクラスでは「インターネット販売と実店舗販売」の授業を行なっていた。この際に、どの生徒もインターネットへの恐怖を持っていた。このことから、筆者は情報社会と言われる現代で、どのようにしたらどの人もインターネットに対して恐怖なく、日常に取り入れられるかを考え、研究していきたい。

特別支援学校の必要性について考える

高 木 優 羽

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先は、A高等特別支援学校、日程は令和5年10月26日～令和5年10月27日の2日間であった。

(2) 事前指導の内容

事前指導の内容は、①学校概要、②介護等体験に向けての心構え、③諸連絡の3点である。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

仮説① 生徒さんとのコミュニケーション

仮説② どのような支援が行われているか

仮説③ 特別支援学校は必要なのか

(4) 心構えと諸注意

体験を行う上で、明るく誠意ある態度で実習に臨むことを心構えとした。

諸注意としては、実習中の態度や言葉遣い、個人情報への守秘義務について指導していただいた。

また事前に配布された行動記録表を2週間前から記入し、実習初日に提出した。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

特別支援学校での介護等体験を通して学んだことは、「丁寧に説明すること」である。生徒さんに指示をする際、それを行う意義を説明し、疑問を解消することで、生徒さんの積極性を引き出すことを学んだ。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

達成できたことは、特別支援学校の生活を知り、生徒さんと交流を図ることができたことである。達成できなかったことは、話題に困り、円滑なコミュニケーションをとれなかったことである。

(7) 教職への活用

教職に活用できることは、丁寧に説明することである。障がいを抱えた児童・生徒に限らず、物事の順序や理由を詳細に説明し、疑問を解消することで、積極的な行動を促すことができると感じた。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

後輩へのアドバイスとしては、実習をさせていただけることへの感謝を忘れず、明確な理由を持って体験に臨むことである。また見学ではなく、教員の立場で実習を行うため、明るく誠意ある態度で取り組むことである。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説① 生徒さんとのコミュニケーション

2日間を通して、何度か交流の機会があり、学校生活や授業に関する話を話した。自らコミュニケーションをとることで、会話が得意な生徒さん、話を聞いてほしい生徒さん等、個性のちがいを発見することができた。そこから信頼関係を築くには時間が必要だと感じた。

仮説② どのような支援が行われているか

A 高等特別支援学校では、就職に向けた支援が行われていると考える。学科が4つに分かれていることから、専門的な知識や能力を確立し、社会的自立を図ることができると感じた。

仮説③ 特別支援学校は必要なのか

今回の介護等体験を通して、特別支援学校は必要であると考えた。障害等級によって学級が構成されていることや、将来に向けた自立を促すことを実際に拝見し、今後も障がい者に対する適切な支援を行う場が必要だと感じた。

(10) 今後の介護実践上の課題

今後の課題は、障がい者に対する偏見をなくすために、どのような行動をとるべきか、ということである。実際に障がいを抱えた生徒さんと生活をさせていただき、健常者との大きなちがいがなかったことを学んだ。しかし障がい者と関わりを持とうとしない限り、社会通念や偏見を覆すことはできないため、知識を得た私たちがどのような行動をとるべきかを考えることで、共生社会の発展に繋がるのではないかと考える。

利用者さんとの関わりを通して、社会福祉のあり方を見つめなおす

三 輪 千 蓮

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

- ・体験先：A特別支援学校 高等部
- ・日 程：令和5年9月28日～令和5年9月29日

(2) 事前指導の内容

事前指導は電話で受け、時間や服装、持ち物、施設での1日のスケジュール、体験の主な内容、交通手段等についての指導を受けた。体験時間は8時15分から16時半まで、活動内容は、生徒の補助、授業参加、授業見学であった。服装は登校時はスーツ、体験時はジャージで受ける様にとの説明を受けた。持ち物は、上履き、筆記用具、日誌、水筒、運動靴、ジャージ、名札を持参するように指示を受けた。交通手段は、車で向かうため、職員駐車場に停めるようにとのことであった。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

- 仮説1. 生徒と適切なコミュニケーションの図り方
- 仮説2. 生徒の特性を理解することは可能なのか
- 仮説3. 教師を志すにあたり、体験をどのように生かすか

(4) 心構えと諸注意

生徒には「障がい特性」などによる個人差があり、様々な生徒がいるが対応（態度）を変えることがないようにすること。生徒たちには積極的ににかかわり学ぶ姿勢であることであるように説明を受けた。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

生徒さんには通常の学校に通う同年代の生徒や学生とは異なり、年齢差はあまり感じることはなく、「障がい特性」による個人差が強く表れるということ学んだ。生徒たちは授業で学んだ際に感じていたイメージよりはるかに自主性や主体性をもって授業や自立活動に取り組んでいた。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

①交流

コロナ禍の規制が緩くなり、実際に生徒たちとコミュニケーションをとったり、授業を見学したり時には補助や参加をすることができた。自立活動の見学の際にはロールプレイに参加させていただくなどし、生徒たちの活動に対する姿勢や先生方の工夫などのリアルを学ぶことができた。

②人間の尊厳

生徒たちには声掛けを中心に行い、行動がゆっくりな生徒やあまり積極的にしゃべる事ができない生徒に対してもすぐに直接手を貸したりすることはなかった。私はそこに生徒たちの成長のために、また、障がいを必要以上に重視していないことから人間の尊厳を重視している様

に感じた。

③社会的マナー

職員さんや先生方への挨拶などをはじめ、生徒たちにもしっかりと挨拶や自己紹介を積極的に行った。また、どうしていいかわからないことを積極的に聞くほかにも、確認を都度行い、体験の流れに支障が出ないように心掛けた。

(7) 教職への活用

教職への活用として、障がいをもつ生徒に対しての向き合い方を学ぶことができた。度合いに差はあるだろうが、教師を目指す以上障がいを持った生徒に向き合う事を完全に避けることは不可能である。それを踏まえ、今回の体験では変に個人を特別扱いをするわけではなく、本当に障がいがある特性のみを考慮して生徒に向き合う先生方や生徒同士の関係を学ばせていただいた。これは今後障がいの有無にかかわらず、生徒と向き合う上でも非常に重要な姿勢であると感じた。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

「障がいを持っている子供」という考えが行き過ぎていないか見直すべきである。助けてあげよう、気かけなくては、という気持ちは生徒たちの出来ることを狭めてしまっていることが多くあると感じた。その分、生徒たちの表情や目線、動きなどにしっかり目を配り、何か伝えたいことがありそうな際には自分から積極的に動くべきであるとも私は感じた。あとは担当の先生などに都度確認をとること、自己判断での行動は絶対に控えるべきである。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説1. 生徒と適切なコミュニケーションの図り方

→最初は生徒とのコミュニケーションの度合いがわからなかったため、私は積極的に挨拶や自己紹介をすることを心掛けた。少しでも自分の方に来てくれた生徒や、目があった生徒などには「おはようございます!」「今日から体験できました。三輪と言います。二日間よろしくをお願いします!」などと話しかけることで、生徒も自分の名前を覚えてくれたり、自分の好きなものを教えてくれるなどし、その後の授業見学や参加の際もスムーズに生徒と関わる事ができた。

仮説2. 生徒の特性を理解することは可能なのか

→これに関しては二日間では難しかった。しかし、担当したクラスの中で、「少し人見知りしてしまう生徒」「座っているのが苦手な子」程度の事は理解することができたため、何もわからなかったわけではないと感じた。理解には及ばなかったが、掃除や移動教室などで自分なりのかかわり方ができたと感じた。

仮説3. 教師を志すにあたり、体験をどのように生かすか

→まず、上記でも挙げたように、生徒たちとのかかわり方の姿勢を学ぶことができたため、今後生かしていきたい。他には、生徒に対する適切な声掛けやそれぞれに合ったコミュニケーションの取り方など、学ぶことは多くあった。教師になった際にもこれらを忘れることなく、生徒たちと向き合っていきたい。

(10) 今後の介護実践上の課題

体験を通し、生徒たちは事前指導で学んだ以上にしっかりと自立した一人の人間であることを学んだ。それを尊重し、我々は生徒の成長を妨げることなく生徒が助けを要したときにのみ手を差し伸べることで、そのタイミングを見極める力、そしてその成長の手助けの内容の適切さなどを今後身に着けるべきであると強く感じた。

特別支援学校の実態と自立支援の意義

福 地 将 英

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先は、A 高等特別支援学校、日程は、令和 5 年11月21日～令和 5 年11月22日（二日間）であった。

(2) 事前指導の内容

事前指導のため、実際に特別支援学校へと伺い、「学校の概要」や「当日の流れや持参物」、「体験中の留意点」についての説明を受けた。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

体験に臨む上で以下の二点の仮説を立てた。

仮説 1 障がい者と「個々に応じた学習」の実態を知る

仮説 2 自立支援（又は教育）の意義を理解する

(4) 心構えと諸注意

心構えとしては、将来の教員としての立場を想像しながら、体験に臨みたい。諸注意としては、障がいの種類・重症度などを考慮し、ひとり一人に個性があるのだという豊かなイメージを持って体験に臨みたい。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

今回の体験を通して学んだことは、「自立」とは、他者の力を借りながら自分の個性を輝かせてゆける生き方であると学んだ。

例えば、体験中に、障がいを抱えている生徒さんは、どれほど努力や工夫をしても、他者からの支援が必要な場面が必ず存在することが分かった。しかし、他者からの支援に甘えるのではなく、自分の得意・不得意を知り、得意なこと（できること）は伸ばし、不得意なこと（できないこと）は、自分から人に頼れるようになることを、意識して自立支援を行っていることも分かった。

また、これらのことから、受動的な支援ではなく、能動的な支援という意識を児童・生徒に持たせることが、自立支援のひとつの目的だということが分かった。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

生徒さんとのコミュニケーションや先生方への質問や意見の提示に関して、積極的に行動することができた。一方で、過干渉や配慮に欠けたコミュニケーションを取ることもあったことが、反省点である。

(7) 教職への活用

本体験では、生徒さんが持っている特性を把握した上での、コミュニケーションを意識した。この経験を通して、特定の教科が不得意な生徒がいた場合、どこが苦手なのかを把握することを

心がけたいと考えた。

この意識を持って、児童・生徒を捉えることで、表面的な理解や問題解決ではなく、本質的な理解や問題解決に繋がり、より良い支援にも繋がっていくと考えた。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

特別支援学校には、自分や普段周囲にいる人とは、大きく異なる個性を持っている児童・生徒さんたちがいる。その違いに困惑し、コミュニケーションを取ろうとすることに躊躇してしまうかもしれない。しかし、相手を理解しようとすることを諦めず、積極的に交流に挑戦することで、生徒さんや先生方もその気持ちに応じてくれると思うので、ひとつでもいいので目標を持ち、目標の実現に向けて体験を行うことが大切である。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説1 障がい者の方と個々に応じた学習の実態

生徒さんの実態としては、軽度な方は健常者とほとんど変わらず、苦手なことの度合いが高いことだけが異なることを学んだ。一方で、重度の方は、常に人がついてなければいけないといった、強い支援が必要であることが分かった。

個々に応じた学習の実態としては、生徒の特性（得意・不得意等）を理解し、手を添えることであると認識した。例えば、知的障害の生徒さんに対しては、「手順や選択肢を提示する」、「身近なもの、具体的なもので説明する」、「答えを伝えるのではなく、思考の手助けをして、少しずつ気づきを与える」などが挙げられる。

仮説2 自立支援（又は教育）の意義

意義の一つは、生徒は自分の得意・不得意を知ることや人に頼る場面と方法を知るといった、「社会で自立して生きていくための、資質・能力を身に付ける」ことである。もう一つは、学校同士や学校と就職先との連携を図るために、「支える側の人（教師等）が支援の仕方を知る」ことであるということが理解できた。

(10) 今後の特別支援実践上の課題

教職員として、障がいを抱える児童・生徒の自立を支援する上で、親御さんや関係機関との連携を、どのように図っていけばよいのかが今後の課題として残った。

観察にもとづく自律的な支援の大切さ

柳 谷 昂 虎

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

A 特別支援学校での、体験日程は令和 5 年10月26日～令和 5 年10月27日（2 日間）である。

(2) 事前指導の内容

事前指導は 8 月24日に体験先の学校にて行った。内容は主に、活動時間、体験内容、体験時の服装・持ち物、通勤方法、注意事項、学校についての指導を受けた。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

仮説 1 生徒さんと積極的にコミュニケーションをとる

仮説 2 自立的な支援の仕方

仮説 3 支援にはどのようなことが大切か

(4) 心構え

生徒と積極的にコミュニケーションをとることにより重点を置き、体験に臨んだ。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

学んだことは、過度に信頼を得ようとすることは控えるべきということである。普通の高等学校とは違いコミュニケーションをとることが苦手な生徒が多いと感じた。そこで、強引に関わるのではなく、一言ずつ接することが大切であると感じた。関わりすぎず生徒に合わせた行動をとることで、最終日には生徒自身から交流することが増えた。

4. 教職への活用

(6) 教職への活用

生徒とコミュニケーションをするためにも生徒の観察を心掛けた。生徒の行動を見ることで生徒自身を理解し、生徒にあったコミュニケーションのヒントになると理解した。生徒の行動を観察することは、教職への活用につながる。

5. 後輩へのアドバイス

生徒によっては会話が続き不安になる事もあるが、コミュニケーションの取り方も介護等体験の一部であるため、くじけず挑戦することが大切である。

まとめ

日々の挨拶や声掛けをすることにより、コミュニケーションを積極的にとることが出来た。また、過度な支援をするのではなく、ヒントになるような支援をすることにより自律的を促す支援をすることができた。さらに、口頭で説明するのではなく、一緒に作業を進めながら説明したりすることにより、生徒とのコミュニケーションに繋がったり、生徒への過度な支援にもならないと感じた。

特別支援学校の体験から、これからの教育について考える

山 口 源

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

A 特別支援学校の体験は、令和 5 年 11 月 21 日～11 月 22 日（2 日間）であった。

(2) 事前指導の内容

事前指導は現地に赴いた。その概要は、活動内容、持ち物等の説明、生徒たちへのかかわり方などであった。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

体験を通して、特別支援学校の教育形態を通常の学校教育に生かすことはできるのかを考える。

(4) 心構えと諸注意

生徒たちとの接し方とはどのようにすればよいのか、教職員はどのようなことに留意して指導・支援をしているのだろうかと考え、2 日間の体験が有意義なものとなるように教育者の立場から物事を考えて活動することを心構えとして体験を行った。諸注意は、生徒たちとの距離感を保ちつつ、自分から積極的に授業に参加することや、わからないことをわからないままにしないことである。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

特別支援学校の体験は、2 日間で行われ、それぞれ別のクラスに配属された。活動時間は 7 時 40 分から 16 時まで、その後日誌を記入し、16 時 30 分に退勤であった。具体的な内容としては、生徒たちの授業を見学・補助、生徒たちとのコミュニケーションを行った。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

①交流

1 日目と 2 日目で別のクラスに配属されたが、どちらのクラスでもはじめはあまり話してくれなかった生徒たちもこちらから話かけるとたくさん話してくれたため、2 日間があっという間に過ぎてしまった。2 日目に他校との合同避難訓練があり、その補助をした。通常の学校とほとんど変わりのない避難訓練であった。

②人間の尊厳

生徒たちの人権やこれからについて考えることが多くあった。吃音でもコミュニケーションをとるのがとても好きだという生徒がいたり、こだわりが強く決められた時間にならないと作業が進まないという生徒もいたため、このような生徒たちが将来、障がい理由に差別や淘汰されてしまうのは間違っていることであり、障がいは尊重されるべき個性であると筆者は考えた。

③社会的マナー※

学ばせていただく立場ということを感じ、全力で臨む姿勢をとることと、担当の先生や担当する学級の生徒には敬意をもって接することが重要である。

(7) 教職への活用

生徒と教師であることの線引きや特別支援学校の指導・支援の方法は通常の学校教育でも必要であるということを実感した。そのため生徒への指導・支援を考えるときの指標になるのではないかと考えられる。

5. 後輩へのアドバイス※

(8) 苦言と激励

体験をするにあたっての不安や疑問があると思うが、積極的に同学年や先輩、先生方などとコミュニケーションを図ることが重要である。また、不安要素は事前指導の前にピックアップしておいて、事前指導の時に質問として聞くと良いと思われる。

まとめ

(9) 仮説の立証

2日間体験を通して、特別支援学校の教育形態は通常の学校教育においても必要であると筆者は考えた。体験先では、生徒が少人数であるのにもかかわらず、教師は必ず2人以上は常駐していた。そのため、教師一人一人の負担を減らすことや生徒一人一人に合わせた指導・支援がしやすくなるのではないかと考えられる。

このようなことから、教育形態は通常の学校教育に生かしていくべきであると考ええる。

(10) 今後の介護実践上の課題

特別支援学校の生徒たちの場合、個人個人の障がいの特性や性格が異なるため、その特性に合わせた指導・支援が実践上の課題となった。障がいを持っている生徒たちは、通常の人と比べて苦手分野が顕著に表れるため、その苦手を改善ではなく軽減させ、得意を伸ばす指導・支援が必要であり、今回の体験では、あまり貢献できなかったことが課題として残される。

〈介護等体験指導の記録〉

2. 社会福祉施設

利用者さんの気持ちを大切に、心配りをする

小 柏 衣 麻

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先 Aデイサービス 日程 令和5年8月14日～令和5年8月18日

(2) 事前指導の内容

事前指導なし

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

仮説1 利用者さんとのコミュニケーション

仮説2 利用者さんに寄り添う

仮説3 心配りとは

(4) 心構えと諸注意

体験先にお世話になるうえで邪魔にならないよう、できることとできないことをきちんと認識することを心掛けた。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

今回の体験を通して、利用者さんの要望にどれだけ声に耳を傾け、視線や行動から読み取ることが出来るかが重要だと学んだ。

利用者さんは施設で生活をしているため、ヘルパー業務等には丁寧さが求められる。それこそが、心配りなのではないだろうかと考えた。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

①交流

利用者さんに寄り添い相手から聞き出すという、コミュニケーションをとることが重要だと理解できた。一方で、どのようにすれば、上手に会話が成立するのかを理解することができなかった。

②人間の尊重

人間の尊重については、ヘルパー業務を行っている時に強く感じた。ヘルパー業務では、宿泊している利用者さんのお部屋の掃除を行った。お部屋にお邪魔する際には「失礼します。掃除をしに来ました。」や「失礼します。洗濯物を置きに来ました。」という挨拶を行い、部屋に利用者さんがいる場合には声をかけるようにした。

③社会的マナー

言葉遣いや態度に気を付けた。

(7) 教職への活用

このような体験を通して、学校の先生になった場合は、積極的に接してこない生徒さんの行動

を見て、理解するようにしたいと学んだ。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

認知症の患者さんの中には、時に何度も同じ会話を繰り返したりしたけれども、最終的には「寂しくなる」とおっしゃってくださった利用者さんもいた。私は、温かい気持ちになった。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説1 利用者さんとのコミュニケーション

本文「(6) 自己評価 ①交流」を仮説の立証とする。

仮説2 利用者さんに寄り添う

利用者さんに寄り添う方法として、利用者さんとの交流を通して話ししてくれたことに興味を持ち調べて後日お話をしてみることが寄り添うことにつながったと考える。

仮説3 心配りとは

本文「(5) 体験先で学んだこと」を仮説の立証とする。

(10) 今後の介護実践上の課題

社会福祉施設で体験をさせていただいたうえで今後課題だと感じることは人手不足が深刻だということだ。

例えば、人手不足の中で、認知症の人に手厚く介護するためには、何が必要なのかを研究すればよいのかという課題が生まれた。

利用者さんとのコミュニケーションを大切に

川 島 理 乃

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先は、特別養護老人ホームA、日程は令和5年8月7日から11日までの5日間であった。

(2) 事前指導の内容

はじめに電話での事前指導の有無を確認し、その際に事前打ち合わせ日の日程を決めた。事前指導では主に体験の概要や当日の大まかな流れの確認、施設内見学等を行った。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

介護等体験に臨むにあたって、①利用者さんへの介助・補助をする際に大切にすべき姿勢とは何か、②積極的にコミュニケーションをとれるかという2つの点で仮説を立てた。

(4) 心構えと諸注意

心構えとして、体験をさせていただいていることに感謝し、謙虚な姿勢で活動を行うこと。また、利用者さんや職員の方々一人ひとりと挨拶を交わしてからその日の体験活動が始めるよう心掛けた。体験にあたって、利用者さんができることには必要以上に干渉せず、何か問題があれば直ちに職員の方々に報告し指示を仰ぐよう注意する必要がある。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

今回の体験で、社会福祉施設は利用者さんの将来的な自立を目指す場所であること。そして、利用者さんに対して支援を行う際には、利用者さんやそのご家族との細かなコミュニケーションが重要であり、それぞれの意思を尊重して対応をすることが大切であると学んだ。また、支援を行う際には利用者さん一人ひとりの病状や行動特性などが異なるため、それを理解し、それに合わせた対応ができる臨機応変さや他者理解の力が求められると気付いた。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

①交流

利用者さんの中には、耳が遠い人やうまく話せない人などの様々な特性を持つ人がいた。そのような方々とのコミュニケーションは、目線を合わせて笑顔で会話し、受け答えのしやすい内容で対話するように意識するとコミュニケーションが上手くとれるようになると実感した。また、会話の中で利用者さんや職員の方から「お話をしてくれて嬉しい」「一緒にいて心強い」等と嬉しいお言葉をいただいた。私にとっては些細なコミュニケーションでも利用者さんにとっては心の支えになる大切な支援であるということに気付いた。

②人間の尊厳

利用者さんと会話をする中では、昔のことや戦争の体験談など貴重なお話を聞かせていただくことが度々あった。そこで、今を生きている私たち以上に様々な経験をしてきた利用者さんに対して、敬意を忘れてはならないと感じた。また、私達は身体に不自由があるような方々に

対しても一人の人間としてその尊厳を守り、それを理解し続ける姿勢を忘れないようにするべきだと考える。

③社会的マナー

今回の体験では、挨拶やそのお礼を意識的に行うよう心掛けた。これにより、利用者さんや職員の方々とも多く交流をすることができ、充実した体験をすることができた。挨拶や「ありがとう」などの御礼の言葉は、たとえ小さなことでも他者との関わりの中で重要な要素であると気付いた。

(7) 教職への活用

相手の目を見て笑顔で話すという姿勢は、教師として生徒と会話をする際に生徒との信頼関係を築きやすくする。そのため、教職への活用として効果的であると考え。また、職員の方々のように、生徒のことをよく見てその小さな変化や、生徒ひとり一人に求められる指導を見極めることのできるように心がけることが教育の場でも重要であると考え。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

特別養護施設での体験は、施設職員の方々が常にそばにいる訳ではないため、体験を望む際に明確な目的をもって自主的に取り組むことが大切である。そして、体験をさせていただいている立場として、誠実な気持ちや態度で臨むことが重要である。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説① 利用者さんへの介助・補助をする際に大切にすべき姿勢とは何か

利用者さんへ支援を行う際は、利用者さんの身の回りの些細なことにも配慮し、適切な支援を行うことが大切である。その際に、声掛けやコミュニケーションを取ることを欠かさず行うことが重要である。

仮説② 積極的にコミュニケーションをとれるか

体験活動の中で、大半が利用者さんとのコミュニケーション活動だったため、利用者さんと多くのお話をすることができた。普段は聞くことのできないお話も聞かせて頂き、貴重な時間を過ごすことができた。

(10) 今後の介護実践上の課題

特別養護施設での体験を通して、多様な方々と接する機会が多かったが、その中でもこちらの声掛けに反応が薄い利用者さんに対してのコミュニケーションの仕方に困惑してしまった。相手がどのような人でも多様なコミュニケーションの手法を用いて対話できるようにすることが今後の課題であると考え。

表情を声に宿す

下 田 尊 翔

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先はA、日程は2023年8月7日から8月11日の5日間である。

(2) 事前指導の内容

事前指導は、10日前に施設にお訪ねし体験の概要や施設案内をされた。「体験の概要」の内容は、体験内容、服装・持ち物等についてであった。また、質問をさせていただき、昼食の有無、駐車場の使用を伺った。その結果、昼食は「弁当持参」、駐車場は「施設寄りの5台以外の場所への駐車すること」であった。最後に、施設案内をしていただいた。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

仮説1 施設職員の1日の仕事の流れと体験内容を理解する。

仮説2 利用者さんとコミュニケーションを積極的にとる。

仮説3 東棟（比較的自立）と西棟（要介護）での違いを理解し、適切に行動できるようにする。

(4) 心構えと諸注意

心構えは、盲の方々が入所されていることに鑑み、言葉選びに気をつけること。また、5日間の体験を有意義なものとするために、「挨拶・お詫び・御礼・報告・連絡・相談」を行い自分のできないことは、はっきりと伝え指示を仰ぐことを意識すること等である。

諸注意は、利用者さんの居室にお邪魔した際、お菓子等を簡単にいただいはいけないこと。この行為は、施設の規定等で禁止されている場合もあるので、利用者さんとの距離を縮めようと努力することは重要であるものの、実習させていただいているという立場を忘れず体験しなければならない。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

体験は5日間で、最初の3日間で自立して行動できる利用者さんがいる東棟、後の2日間で要介護度の高い利用者さんがいる西棟での実習であった。活動時間は最初の4日間で9時45分から15時45分までであった。その後、16時30分までに実習記録日誌への記入、16時45分に終業であった。体験最終日は15時30分で実習が終了し、16時15分まで実習記録を記入した。最終日ということもあり、施設長と自習担当者から「総括・挨拶」を賜った。そして、16時45分に終業であった。

5日間全日11時15分まで食事準備を手伝い、12時30分まで利用者さんの食事を見守った。この後に昼休憩を1時間いただいた。昼休憩後は利用者さんの居室にお邪魔し終業時間になるまで雑談を交わした。この雑談の時に、学んだことがある。それが、「言葉の壁」である。利用者さんとお話をする時に敬語を使うことは当然であるが、相手の方は盲の方であるため「色・形」に関する情報は伝わらない。ここに限界を感じた。また、雑談中には表情がお見えにならないため感情を伝える手段として「ボディタッチ」が大変重要であることを知った。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

5日間を通して、都合7名の利用者さんと交流を深めた。コミュニケーションを取る相手に視覚に関する情報は伝わらないため、どのようにしたら伝わるのか、どのような話ならお話を楽しんでくださるかを考えることができた実習であった。また、お話の中で「声に表情」が宿ると教えていただいた時には、元気に明るい声を意識していたことが利用者さんとのコミュニケーションのスムーズ化という点で、功を奏したように感じた。

(7) 教職への活用

今回の実習では、視力にハンディがある方と接した。これを学校に置き換えると、筆者は各教科でのハンディが該当すると考える。例えば、簿記ができないと言われた時、その子の立場になって、できない、やる気がないということを考える。この視点が必要だと感じた。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

今の学生生活の中でニュースを積極的に見ているものはいるだろうか。これは、利用者さんと自分の年齢の差を埋めて、話に花を咲かせることのできる唯一の共通点である。実習期間中はニュースを積極的に見ることを薦める。そして、話始めるとほとんど止まることはないだろう、相槌を打つこと、お話しさせていただいているという感謝の気持ちを忘れないことが実習成功の鍵となる。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説1 施設職員の1日の流れと体験内容を理解する。

→担当の介護士さんから指示を仰ぎながら、どのように介護をしているのか、介護をしない時には何をしているのかについて理解できた。

仮説2 利用者さんとコミュニケーションを積極的にとる。

→午後の活動を通して、7名と多くの方と長い時間コミュニケーションを取ることができた。

仮説3 東棟と西棟での違いを理解し、適切に行動できるようにする。

→利用者さんそれぞれの要介護度に合わせて棟が分かれていることを踏まえ、それぞれ話し方を変えるなどして、適切な行動ができた。

(10) 今後の介護実践上の課題

利用者さんとの話の中に、目が見えないために障壁を感じている方もいた。そのため、今後このような方が障壁を感じないために筆者が実践できることは、「何か」を考え、研究していきたい。

社会福祉施設の必要性について考える

高 木 優 羽

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先は、特別養護老人A、日程は令和5年8月14日～令和5年8月18日の5日間であった。

(2) 事前指導の内容

事前指導の内容は、①社会福祉施設とはどのような場所なのか、②特別養護老人ホームホピ園について、③体験の概要と内容の説明、④施設案内の4点である。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

仮説① 利用者さんとのコミュニケーション

仮説② どのような支援が行われているか

仮説③ 社会福祉施設は必要なのか

(4) 心構えと諸注意

体験を行う上で、実習をさせていただけることへの感謝を忘れず、利用者さんと積極的にコミュニケーションをとることを心構えとした。

諸注意としては、実習中の態度や言葉遣い、報連相について指導していただいた。また事前に配布された健康観察チェックシートを2週間前から記入し、実習初日に提出した。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

社会福祉施設での介護等体験を通して学んだことは、社会福祉施設は「生活をする場」ということである。実習に臨む前は、利用者さんへの支援を提供する場と考えていたが、実際の現場を拝見し、自宅のような安心できる場づくりを行っていることを学んだ。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

達成できたことは、社会福祉施設の現状を知り、利用者さんと交流を図ることができたことである。達成できなかったことは、話題に困り、円滑なコミュニケーションをとれなかったことである。

(7) 教職への活用

教職に活用できることは、名前を呼ぶことである。職員の方々は利用者さんと会話をする際、何度も名前を呼んでいた。これは利用者さんとの距離を縮め、安心できる環境をつくるためだと仰っていたため、生徒と関わる上でも活用できると考えた。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

後輩へのアドバイスとしては、体験をさせていただけることへの感謝を忘れず、利用者さんに対する配慮を怠らないことである。また分からないことはすぐに確認し、態度や言葉遣い等に留意することである。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説① 利用者さんとのコミュニケーション

5日間を通して、利用者さんとの交流の機会をいただき、日常生活や家庭に関する話を話した。しかしコミュニケーションをとることがストレスになる利用者さんもあるため、配慮する必要があると感じた。

仮説② どのような支援が行われているか

社会福祉施設では、利用者さんの本音に耳を傾け、寄り添い、安心させる支援が行われていると考える。利用者さんが衝動的な行動をした際、初めから否定するのではなく、理由を聞いてから対応しているのを拝見し、一人一人が安心できる環境づくりを行っていると感じた。

仮説③ 社会福祉施設は必要なのか

今回の介護等体験を通して、社会福祉施設は必要であると考えた。利用者さんが安心して生活できる環境を提供していることから、今後も「終活」への支援を行う場が必要だと感じた。

(10) 今後の介護実践上の課題

今後の課題は、人手不足の解消である。実際の現場を拝見し、社会福祉施設は多職種との連携が必要であると感じた一方で、人手不足を感じる場面が多々見受けられた。そのため、福祉施設職員という職業の、正しい情報を若者に発信する必要があると考える。

利用者さんとの関わりを通して、社会福祉のあり方を見つめなおす

三 輪 千 蓮

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

- ・体験先：A
- ・日 程：令和5年8月7日～令和5年8月11日

(2) 事前指導の内容

事前指導は施設に赴き、時間や服装、持ち物、施設での1日のスケジュール、体験の主な内容、交通手段等についての指導を受けた。体験時間は8時半から16時半まで、活動内容は、利用者さんの作業や自立活動などの補助であると説明を受けた。服装は事前指導の日のみスーツ、体験日はジャージやスウェットを避け、ズボンであれば何でもよいとの説明を受けた。特例で信越化学での草むしりを行うときにのみ、ジャージを別途持ってくるようにとの話であった。持ち物は、上履き、筆記用具、日誌、水筒、草むしりの日のみジャージ、タオル、運動靴を持参するように指示を受けた。交通手段は、車で向かうため、職員駐車場に停めるようにとのことであった。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

- 仮説1. Aでは実際にどのような支援を行っているのか
- 仮説2. 利用者さんの障害特性とそれに伴った支援方法
- 仮説3. 教師を志すにあたり、体験をどのように生かすか

(4) 心構えと諸注意

障害にはそれぞれの特性や個人差があること、見た目で分かりやすいものわかりにくいものがある事など基本的なことが一番大事だと指導を受けた。また、コロナウイルス等の感染症対策もしっかり行うようにとのことであった。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

今回の体験を通して利用者さんの障がい特性やそれに合わせて施設が行っている対応や備品の工夫など社会福祉の奥深さについて学ぶことが出来た。そして、公平に接する事の難しさ、重要性、個人を尊重する事の意味、全ての複雑さも学んだ。また、コミュニケーションの形は必ずしも会話だけを指すわけではないこと、さまざまなコミュニケーションの図り方があり、私たちでも行うことが出来ることが分かった。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

①交流

コロナ禍の規制が緩くなり、実際に利用者さんの補助をしたり、利用者さんとコミュニケーションをとることができた。また、自分が提案させていただいたレクリエーションを行っていただくという非常に貴重な経験も出来た。いろいろな特性を持つ利用者さんがいる中で、言葉を交わしてくださる方、ノートに文章を書いてくださる方、身振りや手ぶりで隣に座ってほしい、これを見てほしいなど教えてくださる方、様々なコミュニケーションの取り方を学ぶことができた。

②人間の尊厳

この施設に通う利用者さんは「身体的障害」ではなく「知的障害」を持つ方々である。故に、言葉でのコミュニケーションが図りにくい方や一つ一つの言葉を紡ぐのに時間のかかる方も多くいらっしやったが、決して言葉でのコミュニケーションを雑に行ったり子供に接するような喋り方でコミュニケーションを図ることはなく、一人の大人として接する事を学んだ。また、ただ否定せず肯定のみするわけではなく、ダメなことはダメ、と時には強い口調でしっかり伝えることなども行っており、そこに障害による差をもたらさないことの重要性を学んだ。

③社会的マナー

利用者さんに対してはどんな方であっても一人の大人の方、目上の方と接しているという気持ちを忘れずに交流した。また、施設の職員の方に対しても挨拶やお礼など都度怠ることなく行い、学生としてではなく社会人としての行動を心掛けた。

(7) 教職への活用

まず、個人の能力に合わせる、個人に向き合う事である。施設では決して障害があるというくくりや障害の種類ですべての利用者さんに同じ対応をしていることはなかった。同時に、コミュニケーションを適切に個人に合わせた方法でとることも学んだ。これらは教職においても非常に重要なポイントであり、ぜひ生かすべきだと感じた。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

まず第一に職員の方の指示を都度仰ぐこと。自己判断で勝手な行動はとってはならない。一方で、作業内容や補助に関する事だけでなく、施設の器具や利用者さんに関してなど、気になったことは積極的に質問する事。この際には場所や場合を考えることも必要である。そして、利用者さんとコミュニケーションはその人の特性に合わせて行う事。差別ではなく区別として、その利用者さんが一番とりやすい方法で適切な距離感を保ちしっかり交流する事。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説1. Aでは実際にどのような支援を行っているのか

→利用者さんの特性に合わせた器具やルーティンをつくり、随時改善したり臨機応変に対応していた。例えば、ルーティンをきっちり決め、その通りにこなさないとパニックを起こしてしまう利用者さんにはホワイトボードにその避難時に何をするのかマグネットプレートを作り、こなすごとにそれをホワイトボードから袋の中に移すという対策。また、一人じゃないと作業に集中できない利用者さんは別室かつパーテーションに区切られた部屋で耳当てなどを使い完全に孤立した空間を作業部屋とする、など。

仮説2. 利用者さんの障害特性とそれに伴った支援方法

→ASD、ADHDなど主に知的障害の方が利用されている。それぞれ障がいの種類や程度によって部屋わけが行われており、それぞれの利用者さんにあった職員さんたちがつくようになっていた。支援方法に関しては上記の通りである。

仮説3. 教師を志すにあたり、体験をどのように生かすか

→個人に向き合い一人一人とコミュニケーションをとることを重視した教育活動を行う。施設では、利用者さんに合わせて器具を用意したり、ルーティンをつくったり声掛けを行ったりしていた。これは障害の有無にかかわらず、教育をする立場として非常に重要であると感じた。生徒一人一人にしっかり向き合い個々の特性を伸ばしたり、個々にしっかり向き合う事を怠ってはならないと改めて学んだ。

(10) 今後の介護実践上の課題

体験を通して、公平に接する事の重要さと難しさ、意味について考えさせられた。非常に重要である一方、それを実現させるのは非常に難しいと感じ、今後の課題としたい。

他者を尊重する

福地 将英

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

体験先は、デイサービスA、日程は、令和5年8月7日～令和5年8月11日（五日間）であった。

(2) 事前指導の内容

事前指導のため、実際に社会福祉施設へと伺い、「施設の概要」や「当日の流れや持参物」についての説明と確認を受けた。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

体験に臨む上で以下の三点の仮説を立てた。

仮説1 利用者さんとのコミュニケーションの取り方

仮説2 人と接する上で、大切なこと

仮説3 尊重するとは何か

(4) 心構えと諸注意

体験をさせていただいているという心構えで、体験に臨んだ。

諸注意としては、真っ黒の服装は控えるようにとご指導いただいた。理由として、体験先の施設では、「明るさ」や「元気」をととても気にかけていたからである。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

今回の体験を通して学んだことは、他人への尊重には、「積極的な他者理解」が必要であるということだ。このことは、「自身のものさしで他者の歴史を否定しないこと」という施設長さんのお言葉で理解することができた。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

清掃や配膳作業には、積極的に参加することができたが、最も重要である利用者さんとのコミュニケーションは、1日目～3日目は積極的に行動することができなかった。

そのため、4日目以降は、積極的に利用者さんとの交流や利用者さんの特性を踏まえた支援を行うことを目標とし、実際に行動に移すことができた。

また、利用者さんとのコミュニケーションの中で、相手のことを配慮しながら質問をすることができた。

(7) 教職への活用

コミュニケーションを活発にしたいときは、「話させる雰囲気づくり（相手が話しやすい場づくり）」が大切であるということが、教職に活かせると考える。

教師自身が学級を話しやすい場にすることで、生徒同士の交流や生徒と教師との交流が活発な学級となり、生徒の成長と円滑な学級運営に繋がると考えた。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

社会福祉施設の利用者さんの中には、体に不自由がある方が多いため、そのことへの配慮が欠けた支援を行ってしまうと、利用者さんの、今後の健康等に大きな影響を及ぼしてしまう。そのため、体験だからという軽い気持ちではなく、ひとりの職員としての気持ちで臨むことが大切である。

一方で、社会福祉施設の利用者さんたちは、体験学生と交流することを楽しみにしており、一度話しかけると、楽しそうに自分の話をしてくれたり、私たちのことを知ろうとしてくれたりすると思うので、あまり身構えずに体験に臨むことも大切である。

まとめ

(9) 仮説の立証

仮説1 利用者さんとのコミュニケーションの取り方

利用者さんとコミュニケーションをとる中で、「伝え方」と「話し方」が大切であると分かった。この理解の前提には、「ひとりひとり価値観や経験といった、特性がある」という考えがあり、相手の背景に応じて伝え方と話し方（声の大きさやスピード）を変化させることが必要である。

仮説2 人と接する上で、大切なこと

今回の体験での交流を通して、「自分から話しかけに行くことが大切である」ということと「相手も話したいと思ってきている」ということがわかった。

これらのことから、「話してくれる人」「明るい人」「温かい人」を目指すことが、人と接する上で大切であると認識した。

仮説3 尊重するとは何か

多くの部分が自分とは異なる利用者さんとのコミュニケーションを通し、尊重とは、「相手を理解しようとする」と「相手の特性を認めて受け入れる」ということが理解できた。

(10) 今後の介護実践上の課題

今回の体験では、コミュニケーションに重点を置いた目標を掲げた上で、体験に臨んだが、コミュニケーションをとることが困難な方を支援する上での、必要なことや気を付けなければいけないこととは何かという課題が残った。

相手の立場になって物事を行うことの大切さ

柳 谷 昂 虎

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

A施設における体験日程は、令和5年8月7日～令和5年8月11日（2日間）である。

(2) 事前指導の内容

事前指導は7月25日に施設にて行った。内容は主に活動時間、体験内容、体験時の服装・持ち物、通勤方法についての指導を受けた。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

仮説1 利用者さんとのコミュニケーションを積極的にとる

仮説2 利用者さんへの自立的な支援の仕方

仮説3 利用者さんへの支援にはどのようなことが大切か

(4) 心構え

体験を行う際に、利用者さんへの支援としてどのようなことができるのかを考え、謙虚さを忘れずに活動することを心構えとして体験を行った。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

体験を通して学んだことは、職員が仕事として介護するだけではなく、利用者さんへの気持ちを考えたうえで介護するということを学んだ。体験先の施設では、一人暮らしの利用者さんが多く、介護施設での時間以外は孤独であることが多い。そのため、職員一同は介護施設で過ごす時間だけでも楽しかったと感じるような場所にしてほしく、企画や日々の介護を行っているとうかがった。ただ、働いているという意識ではなく、相手の立場になって物事を行うことが大切であると学んだ。

4. 教職への活用

(6) 教職への活用

日々の声掛けや挨拶は、相手の体調や心身の状態を確認するのに大切なことである。相手の状態の確認や信頼関係の構築を行うためにも日々の声掛けをすることは、教職への活用につながる。

5. 後輩へのアドバイス

利用者さんへの介護を行う際は、利用者さんへ一声かけてから行うべきである。急に介護を始めるのではなく利用者さんへ一声かけることにより、驚き、取り乱すことを防ぐことが出来る。

まとめ

日々の挨拶や声掛けをすることにより、コミュニケーションを積極的にとることが出来た。また、利用者さんに対して過度な支援をするのではなく、ヒントになるような支援をすることが大切であると学んだ。さらに、利用者さんへ支援する際に、一声かけることにより利用者さんを不安にさせないように心掛けた。

社会福祉施設の体験から、人の尊厳について考える

山 口 源

1. 体験先と日程・事前指導

(1) 体験先と日程

社会福祉施設Aにおいて、令和5年8月7日～8月11日（5日間）の期間に体験した。

(2) 事前指導の内容

事前指導は電話での打ち合わせで終了した。体験の概要、活動する内容、持ち物等の説明があった。

2. 心構えと仮説

(3) 事前に立てた仮説

体験を通して、利用者さんの人権はどのようなものか、利用者さんとのコミュニケーションについて考えていきたい。

(4) 心構えと諸注意

利用者さんの支援としてどのようなことができるのか、職員さん方は利用者さんに対して、どのような接し方なのかを考え、5日間の体験が有意義なものとなるように謙虚さを忘れずに活動することを心構えとして体験を行った。諸注意は、あくまで利用者さんに対して、支援することを目的として、具体的な介護などは職員さんにお任せするよう心がけた。

3. 体験の実相

(5) 体験先で学んだこと

体験の5日間は、初日に夏祭りが開催され、利用者さんと一緒に祭りを楽しんだ。その他の日はほぼ同じ内容で、活動時間は9時から15時まで、その後日誌を記入し、16時に終業であった。具体的な内容としては、利用者さんとの会話や食事の補助、掃除、テーブル拭き等を行った。

4. 教職への活用

(6) 自己評価

①交流

基本的に利用者さんとの会話がメインで、戦争の話や昔やっていたスポーツや好きなスポーツの話をした。特に、戦争の話は実際に体験した人の話を聞くのは初めてであったため、良い経験となった。また、利用者さん方が積極的に話しかけてくれたので、体験中は楽しい時間を過ごせた。

②人間の尊厳

利用者さんの人権とは何だろうかと考えることが多かった。特に食事の補助をしている時に、一人で食事ができない人に筆者自身が食事を与えることになり、その体験を通して人間の尊厳を考えることは重要であると考えられる。

③社会的マナー

利用者さんは人生の先輩であることを理解して、利用者さん方のありがたい話を丁寧に聞くということが重要である。基本的な挨拶や相槌等、笑顔で明るく過ごすことが重要である。

(7) 教職への活用

利用者さんとの交流や職員さんの利用者さんへの対応を通して、コミュニケーション能力が求

められることを実感した。そのため、教師という職業において、重要なコミュニケーション能力の向上に活用することが可能であると考えられる。

5. 後輩へのアドバイス

(8) 苦言と激励

体験するにあたって、利用者さんとの接し方に不安を覚えると思うが、自分から話しかけ5日間を有意義な時間にするための努力は惜しまないことが重要である。たとえ失敗してしまっても、あきらめずに最後までやりきることが重要である。

まとめ

(9) 仮説の立証

利用者さんに対して介護や支援を強制するのではなく、一人の人間として尊重し、利用者さんの意見を大切にすることが重要であると学んだ。

(10) 今後の介護実践上の課題

特別養護老人ホームの利用者さんの場合、自分でトイレに行くこともままならない方がほとんどであるため、個々にあった配慮や支援方法をとることが実践上の課題となった。また、様々な事態に臨機応変に対応する能力が必要であり、今回の体験では受動的になってしまい、能動的に行動することができなかったことが課題として残される。

〈巻末資料〉

高崎商科大学教職研究年報発行規則

令和5年4月1日制定

教員養成カリキュラム検討委員会承認

（発行の目的）

第1条 高崎商科大学教職研究年報（以下「教職年報」という。）は、高崎商科大学（以下「本学」という。）教職課程に関する教育諸科学およびその隣接学問等に関する論文・学習指導案・調査報告・資料・書評・図書紹介・翻訳・「教職履修生の学びの記録」等を掲載、発信することを目的として発行する。

（発行回数）

第2条 教職年報は、原則として年1回以上発行することを原則とする。

2 教職年報はインターネットで公開する。

（運営・編集）

第3条 教職年報の編集・発行は、高崎商科大学教員養成カリキュラム検討委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 教職年報の編集代表者は、委員会の委員長をあてる。

（原稿の種類）

第4条 教職年報の投稿原稿（以下、「原稿」という。）に掲載する原稿の種類は、教職研究に関わる教育諸科学およびその隣接学問等に関する論文・学習指導案・調査報告・資料・書評・図書紹介・翻訳・「教職履修生の学びの記録」等とする。

2 原稿は、未発表のものに限る。

（執筆者の資格）

第5条 教職年報に執筆できる者は、以下の各号に規定する者とする。

- （1）本学教職課程に設置された科目を担当する専任教員
- （2）本学教職課程に設置された科目を担当する兼任教員
- （3）本学3年次生以上の教職履修生でありかつ編集代表者もしくは委員会の承認を得た者
- （4）本学の専任教員が研究代表を務める、教職課程に関連する研究を行う組織の構成員
- （5）その他、編集代表者もしくは委員会が認めた者

（掲載制限）

第6条 各号における掲載は、原則として単独で2篇、連名で2篇までとする。ただし、編集代表者もしくは委員会が認める場合は、この限りではない。

（手続き）

第7条 原稿は、編集代表者が定めた締め切り日までに、完全原稿として編集代表者に提出する。

(審査・校正)

第8条 原稿の審査および校正については、以下各号の規定による。

- (1) 閲読は、編集委員が行い、原稿の採択は編集代表者が主催する会議の議を経て決定する。
- (2) 修正が必要とされた場合は、その修正原稿を編集代表者に提出しなければならない。
- (3) 校正は原則として著者が行うものとし、必要に応じて編集代表者が行う場合がある。

(著作権)

第9条 教職年報に掲載された全ての原稿の著作権は、本学に帰属するものとする。

- 2 著者が教職年報に掲載された原稿を他の著作に転載する場合には、事前に本学の許諾を必要とし、所定の書式に記載の上、委員会あてに提出するものとする。
- 3 委員会は、前項の申請に基づき審査の上、許諾を与えることができる。

(不正行為の防止)

第10条 他の学会誌等へ既に掲載されたもの、または投稿中のものと類似した内容の原稿は受け付けない。また、教職年報への掲載可否決定前に他の学術誌等へ重ねて投稿することを禁止する(二重投稿の禁止)。

- 2 研究あるいは執筆において重要な貢献をしていないものを著者とすることはできない。また不適切なオーサーシップの疑義があると編集代表者もしくは委員会が認めた原稿は掲載しない。
- 3 その他の事項については「高崎商科大学研究倫理規程」に準ずる。

(規則の改廃)

第11条 本規則の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長の承認を必要とする。

附則

この規則は、令和5年4月1日より施行する。

高崎商科大学教職研究年報執筆要項

令和5年4月1日制定

教員養成カリキュラム検討委員会承認

(投稿の条件)

第1条 高崎商科大学教職研究年報(以下「教職年報」という。)に投稿を希望する者は、以下の内容に承諾することを必要とする。投稿原稿(以下、「原稿」という。)は、次について承諾することを前提とする。

- (1) 高崎商科大学(以下「本学」という。)本学が行う、教職年報に掲載された論文等著作物の複製、翻訳および本学が管理するホームページへの掲載、当該著作物の複製、譲渡、貸与。
- (2) 本学が行う、他の非営利団体等の管理するリポジトリ等の電子データベースへの当該著作物の掲載及び公開の承諾。

(原稿の種類)

第2条 原稿は、教職課程に関する教育諸科学およびその隣接学問等に関する論文・学習指導案・調査報告・資料・書評・図書紹介・翻訳・「教職履修生の学びの記録」等とし、未発表のものに限る。

(原稿の仕様)

第3条 原稿の仕様は以下のとおりとする。

- (1) 原稿は、Microsoft Word で作成し、A4判、縦・横書き40字×38行の仕様とする。
- (2) 論文：17頁以内(注記・引用参考文献・URLリスト、図表を含む)
- (3) 論文以外：15頁以内(注記・引用参考文献・URLリスト、図表を含む)
- (4) 体裁は和文「MS明朝」、タイトル「18pt」、それ以外は「10.5pt」とする。余白は上下20mm、左右30mmとする。
- (5) 図表等は原稿の中に挿入する。図表等のタイトルとナンバーを付す。なお、「教職年報」はカラー印刷を行わないため、図表等はモノクロとする。
- (6) 引用・参考文献を文末に一括し、記載する。
- (7) 提出はA4判用紙に印刷したものとWordファイルをデータの状態で提出する。

(参考文献・引用文献・注釈・書誌情報等)

第4条 参考文献・引用文献・注釈・書誌情報等は、『高崎商科大学紀要』執筆要項の「7. 文献」に準ずる。

(研究助成費等による執筆)

第5条 研究助成費等による研究成果を発表する場合には、論文にその旨を明記する。

(掲載論文の抜き刷り)

第6条 抜刷は作成しない。

(改廃)

第 7 条 本執筆要項の改廃は、教員養成カリキュラム検討委員会の承認を必要とする。

附則

この執筆要項は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

〈学術論文等執筆者紹介〉

雨宮 和輝	高崎商科大学・商学部・専任講師
下山 寿子	高崎商科大学・商学部・教授
菅原 亮芳	高崎商科大学・商学部・特任教授

あとがき（教員養成カリキュラム検討委員会）

本書が未来の教育に多少なりとも、また教員になる者には、この書を使い未来の子どもたちの学びと発達のための礎に、さらによりよい教育や社会の発展のためにいくらかでも寄与し、公益のためになることができたならば編者たちの望外の喜びです。

2024年度 高崎商科大学教職研究年報（前期号）

2024年12月24日初版第1刷発行 〔検印省略〕

編著者 雨宮和輝 下山寿子 菅原亮芳

発行者 教員養成カリキュラム検討委員会

発行所 高崎商科大学

製 本 群馬県高崎市小八木町2030-7
株式会社 ダイワプリント

I S B N 9 7 8 - 4 - 9 0 3 0 9 9 - 6 0 - 6